

aid in accordance with the provisions of this Chapter, to refund the whole or part of the grant-in-aid, in case they fall under any of the following items;

1. In case they have violated the provisions of Article 18 and Article 19.
2. In case the amount of actual expenditure had been less than the amount of the budget.

Unless the said prefectures complete without justifiable reason the refund of the sum instructed by order of the Minister of Agriculture and Forestry under the provisions of the preceding paragraph, the grant-in-aid shall not be allotted or granted to the prefectures by the Minister of Agriculture and Forestry.

(Suspension of delivery of grant-in-aid)

Article 20 (2). In case where the Minister of Agriculture and Forestry deems the situation of execution of the project in To, Do, Fu or prefecture who has submitted the letter of acceptance in Article 17 as being not conformable to the plan of the project, he may not deliver the whole or part of grant-in-aid.

(Statement of final accounts of receipts and disbursements)

Article 21. The prefectures which have received grant-in-aid in accordance with the provisions of this Chapter shall submit to the Minister of Agriculture and Forestry the statement of final accounts of receipts and disbursements by the end of June of next year in a form prescribed by the Minister of Agriculture and Forestry.

(Annual report)

Article 22. The Minister of Agriculture and Forestry shall prepare an annual report on the disbursements of the budget appropriated to the purpose of this Chapter and on the results of activities carried out by the grant-in-aid provided in accordance with the provisions of this Chapter, and submit it to the Minister of Finance.

The cabinet shall present the annual report prescribed in the preceding paragraph to the Diet as an enclosure to the settlement of revenue and expenditure prescribed in the provisions of Article 40 to the Finance Law.

(Raise of objection)

Article 23. The Minister of Agriculture and Forestry, in the event he does not allot or grant the grant-in-aid under the provisions of each item of Article 16 paragraph 1 nor grant the grant-in-aid concerned in accordance with the provisions of Article 20 (2) because the prefecture falls under any of the items mentioned below shall without delay submit

a report to that effect together with the reasons therefor to the Prime Minister and at the same time inform the prefecture of the same.

1. Lack of approval mentioned in Paragraph 2, Article 15.
2. Lack of justifiable reasons for failure to refund the grant-in-aid as ordered in accordance with the provisions of Article 20 Paragraph 1.

that has received the information mentioned in the

Article 23. The Minister of Agriculture and Forestry, in the event he does not allot or grant the grant-in-aid under the provisions of each item of Article 16 paragraph 1 nor grant the grant-in-aid concerned in accordance with the provisions of Article 20 (2) because the prefecture falls under any of the items mentioned below shall without delay submit a report to that effect together with the reasons therefor to the Prime Minister and at the same time inform the prefecture of the same.

1. Lack of approval mentioned in Paragraph 2, Article 15.
2. Lack of justifiable reasons for failure to refund the grant-in-aid as ordered in accordance with the provisions of Article 20 Paragraph 1.

The prefecture that has received the information mentioned in the preceding paragraph may, when discontented with the reasons informed, raise an objection against the Prime Minister within one month from the day when it received the information.

When the objection mentioned in the preceding paragraph has been raised, the Prime Minister shall decide whether the objection is justifiable or not within one month after the day when he received that objection. When a decision that justifies the objection has been made, the Minister of Agriculture and Forestry shall allot or grant the grant-in-aid concerned.

When no objection has been raised within the term prescribed in Paragraph 2 or a decision that makes the objection as unreasonable has been made the Minister of Agriculture and Forestry may grant the grant-in-aid concerned to To, Do, Fu (or prefecture) in Article 16 paragraph 1 item (4).

Supplementary provisions:

Article 24. The enforcement date of this Law shall be provided by Cabinet Order within three months from the day of its promulgation.

Article 25. Only for the fiscal year 1948-49, the matters relative to submission of the documents mentioned in paragraph 1, Article 4 and Paragraph 1, Article 15 shall be conducted regardless of the provisions of the same Article in accordance with the indication made by the Minister of Agriculture and Forestry.

The provisions of Paragraph 2, Article 4 and Paragraph 2, Article 15 shall not apply only for the fiscal year 1948-49.

Article 26. The provisions relating to the date of allotment in Article 5 and Paragraph 1, Article 16 shall not apply only for the fiscal year 1948-49.

Article 27. The provisions of Paragraph 2, Article 16 shall not apply only for the fiscal year 1948-49.

Article 28. The Law for Subsidize from National Treasury for Industrial Experiments and Training Short Course (Law No. 9 of 1906) shall be

by the Minister of Agriculture and Forestry.

The provisions of Paragraph 2, Article 4 and Paragraph 2, Article 15 shall not apply only for the fiscal year 1948-49.

Article 26. The provisions relating to the date of allotment in Article 5 and Paragraph 1, Article 16 shall not apply only for the fiscal year 1948-49.

Article 27. The provisions of Paragraph 2, Article 16 shall not apply only for the fiscal year 1948-49.

Article 28. The law for Subsidize from National Treasury for Industrial Experiments and Training Short Course (Law No. 9 of 1906) shall be abolished.

Minister of Finance

KITAMURA Tokutaro

Minister of Agriculture and Forestry

NAGAE Kazuo

Prime Minister

ASHIDA Futoshi

Law No. 153

May 31, 1949

The Ministry of Agriculture and Forestry Establishment Law

(Extraction)

Article 10. The Agricultural Improvement Bureau shall take charge of the following affairs:

- (1) Coordination in connection with the planning and carrying out of statistic method concerning the administrative affairs for which the Ministry of Agriculture and Forestry is responsible;
- (2) Inquiry into acreage of arable lands and crop growing conditions;
- (3) Statistic research into the rural economy;
- (4) Compilation of statistics concerning agriculture, forestry, livestock industry and fisheries, in addition to the affairs provided for in the preceding three items;
- (5) Planning for natural scientific experiments and researches into agriculture (including livestock industry and excluding raw silk industry; hereinafter the same in this Article) and farmers' living conditions as well as coordination of the said experiments and researches conducted by the related experiment and research institutions;
- (6) Planning and execution of economic research into agriculture and farmers' living conditions as well as coordination of the said experiments and researches made by the related experiment and research institutions;

- (4) Compilation of statistics concerning agriculture, forestry, livestock industry and fisheries, in addition to the affairs provided for in the preceding three items;
- (5) Planning for natural scientific experiments and researches into agriculture (including livestock industry and excluding raw silk industry; hereinafter the same in this Article) and farmers' living conditions as well as coordination of the said experiments and researches conducted by the related experiment and research institutions;
- (6) Planning and execution of economic research into agriculture and farmers' living conditions as well as coordination of the said experiments and researches made by the related experiment and research institutions;
- (7) Diffusion and exchange of Knowledge about agriculture and farmers' living conditions;
- (8) Furtherance of experiment, research and extension works conducted by To, Do, Fu, prefectures or other experiment and research institutions in accordance with the Law concerning Agricultural Improvement Promotion;
- (9) Advancement of ability of persons engaging in experiment and research works on agriculture and farmers' living conditions;
- (10) Advancement of ability of persons engaging in business pertaining to the diffusion and exchange of knowledge about agriculture and farmers' living conditions;
- (11) Investigation into conditions and results of experiment and research works conducted by the experiment and research institutions concerned;
- (12) Investigation into conditions and results of works carried on regarding the diffusion and exchange of knowledge about agriculture and farmers' living conditions;
- (13) Collection, compilation and publication of data for diffusion and exchange of

775613

the results of experiments, research works and knowledge about agriculture and farmers' living conditions.

2 The Statistics and Research Division shall take charge of the affairs provided for in items (1) to (4) inclusive of the preceding paragraph.

3 The Research Division shall take charge of the affairs provided for in paragraph 1, items (5), (6), (9) and (11), as well as of experiments and researches relative to agriculture and farmers' living conditions out of those provided for in items (9) and (13).

The Extension Division shall take charge of the affairs provided for in paragraph 1 items (7), (10) and (12), as well as of diffusion and exchange of knowledge concerning agriculture and farmers' living conditions out of those provided for in items (8) and (13).

Ministry of Agriculture and Forestry Ordinance No. 47

May 31, 1949

With the enforcement of the Ministry of Agriculture and Forestry Establishment Law (Law No. 153 of 1949), the Regulations governing the Departmental Organization of the Ministry of Agriculture and Forestry shall be established, in accordance with the provisions of Article 7 paragraph 3 of the National Government Organization Law (Law No. 120 1948), as follows:

Minister of Agriculture and Forestry

MORI Kotaro

(Extraction)

May 31, 1949

With the enforcement of the Ministry of Agriculture and Forestry Establishment Law (Law No. 153 of 1949), the Regulations governing the Departmental Organization of the Ministry of Agriculture and Forestry shall be established, in accordance with the provisions of Article 7 paragraph 3 of the National Government Organization Law (Law No. 120 1948), as follows:

Minister of Agriculture and Forestry

MORI Kotaro

(Extraction)

Section 4. Agricultural Improvement Bureau

Article 41. The Agricultural Improvement Bureau, shall have Research Division, Extension Division, Statistics and Research Division in addition to General Affairs Section.

(Functions of General Affairs Section)

Article 42. General Affairs Section shall take charge of the following affairs:

- (1) Personnel and accounting affairs of the Research Division and the Extension Division, and such other functions as are not in charge of other divisions;
- (2) Maintenance of contact with each division.

Article 43. Research Division shall take charge of the affairs relative to the following organs in addition to the affairs provided for in Article 10 paragraph 3 of the Ministry of Agriculture and Forestry Establishment Law;

Agricultural Experiment Station

Tea Experiment Station

Horticultural Experiment Station

Livestock Experiment Station

National Research Institute of Agriculture

Land Development Research Institute

Agricultural Improvement Experiment Station

Agricultural Mechanization Council

Agricultural Electrification Council

Farmers' Burden Rationalization Council

(Sub-division of Extension Division)

Article 44. The Extension Division shall have the following three sections:

Extension Section

Demonstration Section

Home-life Improvement Section

(Functions of Extension Section)

Article 45. Extension Section shall take charge of the following affairs:

- (1) Coordination and maintenance of contact with respect to the planning and execution of agricultural extension project;
- (2) Training of personnel in charge of extension affairs and the qualifying examination for the said personnel;

Extension Section

Demonstration Section

Home-life Improvement Section

(Functions of Extension Section)

Article 45. Extension Section shall take charge of the following affairs:

- (1) Coordination and maintenance of contact with respect to the planning and execution of agricultural extension project;
- (2) Training of personnel in charge of extension affairs and the qualifying examination for the said personnel;
- (3) Furtherance of organization for extension project among the young men in rural districts;
- (4) Reorganization and adjustment of local extension system;
- (5) Training facilities in agricultural technique and farm management;
- (6) In addition to the affairs listed in the preceding items, such functions of the Extension Division as are not in charge of other sections.

(Functions of Demonstration Section)

Article 46. Demonstration Section shall take charge of the following affairs:

- (1) Collection and arrangement of data and informations concerning agricultural extension works;
- (2) Dissemination and publicity of knowledge about agriculture and farmers' living conditions.

(Functions of Home-life Improvement Section)

775613

Article 47. The Home-Life Improvement Section shall take charge of the affairs concerning advancement of farmers' living conditions and of rural culture.

(Subdivision of Statistics and Research Division).

Article 48. The Statistics and Research Division shall have the following five sections;

- Management Section
- Crop Reporting Section
- Statistics Section
- Economic Research Section
- Library Section

(Functions of Management Section)

Article 49. Management Section shall take charge of the following affairs:

- (1) Coordination and maintenance of contact in connection with the planning and carrying out of statistics concerning affairs under the jurisdiction of Agriculture and Forestry;
- (2) Supervision over local statistic business;
- (3) Crop Reporting Offices;
- (4) Central Crop Estimation Council;
- (5) In addition to the affairs listed in the preceding items such functions of the Statistics and Research Division as are not in charge of other sections.

(Functions of Crop Reporting Section)

Article 49. Management Section shall take charge of the following

- (1) Coordination and maintenance of contact in connection with the planning and carrying out of statistics concerning affairs under the jurisdiction of Agriculture and Forestry;
- (2) Supervision over local statistic business;
- (3) Crop Reporting Offices;
- (4) Central Crop Estimation Council;
- (5) In addition to the affairs listed in the preceding items such functions of the Statistics and Research Division as are not in charge of other sections.

(Functions of Crop Reporting Section)

Article 50. Crop Reporting Section shall take charge of the affairs relating to inquiry into acreage of arable lands, crop growing conditions, and soil fertility.

(Functions of Statistics Section)

Article 51. Statistics Section shall take charge of the affairs concerning statistic investigation into agriculture, forestry, fisheries and livestock industry (including the matters for which the Crop Reporting Section is responsible).

(Functions of Economic Research Section)

Article 52. Economic Research Section shall take charge of the affairs concerning statistic investigation into the rural economy.

(Functions of Library Section)

Article 53. Library Section shall take charge of the following affairs;

- (1) Custody and publication of books;
- (2) Agriculture and Forestry Ministry Library which is one of the branches of the National Diet Library.

農業改良普及事業に関する主要通牒原議集

(追加分) 訂

第一部 (自昭和二十一年十月至昭和二十五年七月)

普及部

目次

農業技術滲透施設補助金交付の件通牒	二一農政第一六八一號	昭和二十一年十月三日	一
農業技術指導農場に関する件	農林次官發知事宛 二三農政第一七七五號	昭和二十三年四月二十七日	九
昭和二十三年度農業技術滲透施設国庫補助金交付の件	農政局長發知事宛 二三農局第二〇四四號	昭和二十三年五月二十七日	一〇
農業技術指導農場用農地の処分に関する件	農政局長發知事宛 二三農局第二一五五號	昭和二十三年六月三日	三
農業普及事業に関する件	農政第一九八一號 農林次官發知事宛	昭和二十三年六月十日	三
協同農業普及事業に関する都道府縣及びその地区の機構及び任務の概要案	農林次官發知事宛 二三改局第三號	昭和二十三年八月十八日	三
昭和二十三年度協同農業普及事業費に関する件	農林次官發知事宛 二三改局第四號	昭和二十三年八月十八日	三
農業改良助長法の施行に関する件	農林次官發知事宛 二三改局第五號	昭和二十三年八月十九日	三
農業普及事業専任職員設置に関する件	農林次官發知事宛 二三農改第六號	昭和二十三年八月二十日	六
新農業技術普及制度の確立促進の件	農政局長發知事宛 二三農局第二一五六號	昭和二十三年九月七日	四
農業技術者の養成に従事する地方廳職員に関する件	農政局長發知事宛 二三農局第十三號	昭和二十三年八月二十一日	四〇
農業技術指導農場施設に関する件	農政局長發知事宛 二三農局第二一五六號	昭和二十三年九月十五日	四
新農業技術普及制度確立促進に関する件	農政局長發知事宛 二三農改第三〇號	昭和二十三年九月十八日	四
農業講習施設補助金交付に関する件	農林次官發知事宛 二三農改第二八號	昭和二十三年九月十八日	四
農業講習施設に関する件	農林次官發知事宛		四

昭和二十三年度協同農業普及事業国庫補助金に関する件	二三改局第四九號	昭和二十三年九月十八日	四八
都道府縣農業普及技術職員資格試験実施に関する件	二三農改第三八號 農林次官發知事宛	昭和二十三年九月二十二日	五〇
新農業技術制度の進捗状況報告の件	二三改局第一四八號 農業改良局長發知事宛	昭和二十三年十月二十二日	五二
昭和二十三年度四月分農業技術滲透施設国庫補助金に関する件	二三改局第一九六號 改良局長發知事宛	昭和二十三年十一月八日	五三
協同農業普及事業に従事する専門技術員の任用に関する件	二三改局第二八三號 改良局長發知事宛	昭和二十三年十一月二十九日	五九
農業技術指導農場職員補助金交付申請書提出の件	二三改局第三二二號 改良局長發知事宛	昭和二十三年十二月十日	六〇
農業改良助長法による提出書類に関する件	二四農改第一二號 農林次官發知事宛	昭和二十四年一月十日	六四
協同農業普及事業に関する都道府縣地区の機構及任務の概要改正に関する件	二四農改第三四號 農林次官發知事宛	昭和二十四年一月十四日	六二
協同農業普及事業に関する都道府縣地区の機構及任務の概要改正に関する件	二四改局第四五號 改良局長發知事宛	昭和二十四年一月十八日	六八
改良普及員の活動に関する件	二四改局第一九八號 改良局長發知事宛	昭和二十四年二月二十四日	七〇
協同農業普及事業に於ける営農林の技術普及に関する件	二四改局第二四七號 改良局長發知事宛 林野局長官	昭和二十四年三月七日	六九
経営傳習農場に関する件	二四開局第七一八號 開局長發知事宛 農業改良局長	昭和二十四年四月十四日	七三
普及事業巡回指導施設に関する件	二四改局第五〇號 改良局長發知事宛	昭和二十四年五月十三日	七五
農業改良普及員勤務上の疑義について	普及部長發經濟部長宛	昭和二十四年六月一日	七六
農業講習施設補助金交付規程	農林省告示第一三七號 農林大臣發知事宛	昭和二十四年六月二十四日	七九
経営傳習農場設置補助金交付規程	農林省告示第一三九號	昭和二十四年六月二十七日	九〇

都道府縣專門技術員の資格、選考及び任用要綱	二四農政第四〇四號	昭和二十四年六月三十日	一〇四
農山漁村青年クラブ活動育成に関する基本方針について	官發第六八一號 農林事務次官發 文部事務次官發 教育委員會宛	昭和二十四年八月二十六日	一〇七
農業普及制度と農業協同組合技術員に関する件	二四農政第二八七四號 農林次官發知事宛	昭和二十四年九月九日	一〇九
都道府縣改良普及員の資格及び任用方法要綱に関する件	二四農政第七二一號 農林次官發知事宛	昭和二十四年九月十六日	一一〇
農業改良事業に関する都道府縣の機構及び任務の概要中一部改正に関する件	二四農政第八六〇號 農林次官發知事宛	昭和二十四年九月二十九日	一一六
農業改良事業に関する都道府縣の機構及び任務の概要中一部改正に関する件	二四改局第一一五二號 改良局長發知事宛	昭和二十四年九月三十日	一一七
専門技術員の任用に関する件	二四改局第一二〇七號 改良局長發知事宛	昭和二十四年十月十四日	一一八
農家の生活改善に関し保健所事業と農業改良普及事業との協調に関する方針について	二四農政第一二六六號 改良局長發知事宛 厚生省公衆衛生局長發知事宛	昭和二十四年十一月十六日	一二九
都道府縣立農業講習所卒業者の初任給について	普及課長發人事課長宛	昭和二十五年一月二十四日	一三〇
農家の生活改善普及計画に関する件	二五改局第一四五號 改良局長發知事宛	昭和二十五年二月四日	一三三
改良普及員の任用について	普及課長發府縣改良課長宛	昭和二十五年五月十三日	一三五
都道府縣立農業講習施設専門教科課程に関する件	二五農政第四二八號 農林次官發知事宛	昭和二十五年六月十六日	一三六
改良普及員の活動に関する件	二五改局第八四六號 改良局長發知事宛	昭和二十五年七月五日	一三〇
改良普及員と地方事務所の関係について	普及部長發京都府經濟部長宛	昭和二十五年七月十七日	一三一
農業改良助長法	昭和二十三年七月十五日 法律第六十五號	改正昭和二十五年四月一日 法律第八十六號	一三三

農業技術滲透施設補助金交付の件通牒

二一農政第一六八一號 昭和二十一年十月三日
農林次官發知事宛

農業の合理的發展を図るためにはこれに即應する農業技術の急速且的確な滲透を期することの必要を認め、今度右施設に対し別紙要項に基き
国庫補助金を交付することになつたから御了知の上右施設の達成には特段の御配意を煩したい。

尙本年度は四月十八日二一農局等五五二号農政局長通牒により提出された計畫に基いて、左記の通り国庫補助金を交付する予定であるから補
助金交付申請書(各二通)を十月十五日迄に当方に到達する様措置されたい。

又三月二十五日二一農政第二七二号農林次官通牒による農業技術滲透施設補助金交付要項は廢止せられたることを申添える。
右命によつて通牒する。

農業技術滲透施設補助金交付要項

第一 農林大臣は農業技術滲透施設の完遂を期するためこの要項によつて豫算の範囲内で補助金を交付する。

第二 補助金は左に掲げる都道府縣の費用又は補助金について都道府縣にこれを交付する。但し別に国庫から補助金、獎勵金又は助成金を交付
する場合はこの限りでない。

一、農業技術隣保班長の設置並に農業技術隣保班活動施設に要する費用又は都道府縣農業会の費用に対し交付する補助金。

二、農業技術隣保班長及農業技術指導農場職員の訓練に要する費用。

三、農業技術指導農場設置に要する費用。

四、畜産技術員の設置に要する費用又は都道府縣農業会の費用に対し交付する補助金。

五、食糧増産実践班長及食糧増産班長の設置並に食糧増産実践班活動促進施設に要する費用、又は都道府縣農業会の費用に対し交付する補助
金。

六、専任職員設置に要する費用。

七、指導督勵に要する費用、又は都道府縣農業会の費用に対し交付する補助金。

第三 補助金の率は別表に定める標準による。

特別の理由ある場合は前項の標準を超えて交付することができる。

第四 第二第一項第一号の農業技術隣保班長及第二第一項第四号の畜産技術員は、農業技術指導農場に駐在しなければならない。

第五 第二第一項第一号の農業技術隣保班活動施設は班員打合会の開催、班内巡回指導、圖書資料購入等とし第二第一項第二号の訓練は都道府県農業試験場がこれに当らなければならない。

第六 第二第一項第三号の農業技術指導農場は、都道府県農事試験場の直營でなければならない。

第七 第二第一項第五号の食糧増産実践班は指定を受けた農業技術隣保班内の部落農業團體を單位として編成し、食糧増産班はその他の部落農業團體を單位として編成するその班長は生産面で指導力のある者をこれに充てなければならない。

食糧増産実践班活動促進施設は班員の技術の向上、共同実践施設に当てなければならない。

第八 第二第一項第六号の専任職員は都道府県農事試験場に設置する二級技官とし、農業技術浸透施設を擔任しこれが異動任免については豫め農政局長に協議しなければならない。

第九 第二第一項第七号の指導督勵は左によらなければならない。

一、都道府県農事試験場に於ては左の施設をすること。

- (イ) 農業技術浸透専任囑託員の設置。
- (ロ) 農業技術浸透事務室の設置。
- (ハ) 巡回指導、打合会等。

二、都道府県廳に於ては左の施設をしなければならない。

- (イ) 農業技術浸透運営協議会の設置。
- (ロ) 巡回指導等。

三、都道府県種畜場及都道府県農業会の巡回指導、協議会等。

四、第一項(イ)の囑託員は三名とし(ロ)の事務室に於ては農業技術浸透に関する総合企画及運営の事務を行わなければならない。

第十 補助金の交付を受けんとする者は申請書に左に掲げる書類を添付し、これを農林大臣に提出しなければならない。

- 一、事業計画書(様式第一号)
- 二、収支豫算書(様式第二号)

前項の書類の外農林大臣は必要と認められた書類の提出を命ずることがある。

第一項各号の書類に記載した事項に重要な変更を加える必要あるときは豫め農林大臣に届出なければならない。

第十一 補助金は本施設以外にこれを流用することはできない。

第十二 補助金の交付を受けた者は翌年度六月末日までに事業成績書（様式第一号）及收支決算書（様式第二号）を農林大臣に提出しなければならない。

第十三 補助金の交付を受けた者が補助金の交付を受けて支出した費用、又は補助金を返納せしめたときは事由を具し、その旨遅滞なく農林大臣に報告しなければならない。

第十四 左の各号の一に該当する場合は補助金の全部、又は一部の還付を命ずることがある。

- 一、この要項に違反したとき。
- 二、補助金交付の條件に違反したとき。
- 三、事業施行の方法不相当と認められたとき。
- 四、支出額が豫算額に比し減少したとき。

（別表）

種別	補助対象	補助標準
農業技術施設	農業技術指導費	費用又は補助金の範囲内
農業技術指導	農業技術指導費	費用又は補助金の範囲内
農業技術指導	農業技術指導費	費用又は補助金の範囲内
畜産技術員設置費	畜産技術員設置費	費用又は補助金の範囲内

(様式第二号)

収入の部

收支豫算書(收支決算書)

支出の部		収入の部	
種別	種別	種別	種別
農業技術隣保班長設置費	農業技術隣保班長設置費	國庫補助金	國庫補助金
(決算額)	(決算額)	(決算額)	(決算額)
(豫算額)	(豫算額)	(豫算額)	(豫算額)
(増減)	(増減)	(増減)	(増減)
備考	備考	備考	備考

二十年度設置分
 本俸月平均
 諸給與月平均
 旅費年平均
 二十一年度設置分
 本俸月平均
 諸給與月平均
 旅費年平均

圓圓圓 圓圓圓
 人 人 人 人 人
 分 分 分 分 分
 月 月 月 月 月
 分 分 分 分 分

農業技術隣保班長設置費
 農業技術指導農場職員訓練費
 農業技術隣保班活動費
 農業技術指導農場設置費
 畜産技術員設置費
 食糧増産實踐班長設置費
 食糧増産實踐班活動促進費
 専任職員設置費
 指導督勵施設費

(國庫補助金の區分に準じ内譯を記載すること)
 (右に同じ)

圓圓圓圓圓圓圓圓圓圓

農業技術指導農場職員訓練費 農業技術師保班活動費 農業技術指導農場設置費	畜産技術員設置費	食糧増産実践班長設置費
一回當平均 圓 圓分 一隣保班當 圓 班分 指導農場囑託技術員設置費 圓 圓分 一人 (月) 圓 人分 管理者手當 圓 (月) 人分 一人 (月) 圓 人分 事業費 圓 (月) 人分 一農場當 圓 農場分 一農場當 圓 (内訳) 農場分 (内訳記載のこと) 臨時費 圓 農場分 二十一年度設置分 圓 農場分 一農場當 圓 (内訳) 農場分 一農場當 圓 (内訳) 農場分 建築費 圓 設備費 圓 何々 圓 二十年度設置分 圓 農場分 一農場當 圓 (内訳) 農場分 (内訳記載のこと)	二十年度設置分 圓 農場分 本俸月平均 圓 諸給與月平均 圓 旅費年平均 圓 二十一年度設置分 圓 本俸月平均 圓 諸給與月平均 圓 旅費年平均 圓	食糧増産実践班長手當 圓 人分 一人當 圓 人分 食糧増産班長手當 圓 人分

七

農業技術指導農場職員訓練費 農業技術隣保班活動費 農業技術指導農場設置費	畜産技術員設置費	食糧増産實踐班長設置費
一回當平均 一隣保班當 指導農場囑託技術員設置費 一人 圓(月) 圓の(月分) 管理者手當 一人 圓(月) 圓の(月分) 事業費 一農場當 圓 農場分 一農場當 圓の内訳 (内訳記載のこと) 臨寺費 二十一年度設置分 一農場當 圓 農場分 一農場當 圓の内訳 建築費 圓 設備費 圓 何々 圓 二十年度設置分 一農場當 圓 農場分 一農場當 圓の内訳 (内訳記載のこと)	二十年度設置分 本俸月平均 圓 諸給與月平均 圓 旅費年平均 圓 二十一年度設置分 本俸月平均 圓 諸給與月平均 圓 旅費年平均 圓	食糧増産實踐班長手當 一人當 圓 食糧増産班長手當 七 圓 人分

農業技術指導農場に關する件

二三農政第一七七五號
農林次官發知事宛
昭和二十三年四月二十七日

戦後農業技術の普及及滲透のため全国に実施中であつた農業技術指導農場については漸次充実し着々成果を收めつつあつたが、今般連合軍最高司令部の助言により新たな普及體制を確立実施することとし、目下具體的実施計画につき研究立案中であり、取り敢えず指導農場制度の廢止について四月二十四日新聞發表を行つた次第である。

その概要については、既に貴縣（都道府）農事試驗場長の東京における協議會の際説明した通りであり、詳細は確定次第別途通知するので御了願したい。なお右基本方針の變更のため農業技術滲透施設に關する昭和二十三年度の國庫補助金については四月分暫定豫算においては指導農場職員の設置費についてのみ國庫補助金を計上し、五月分暫定豫算についても新普及制度実施に要する技術者確保の目的を以て四月分と同額の補助豫算を計上することにつき司令部の諒解を得て國會に提出することになつてゐるが指導農場の經營費その他關係の經費については、本年度からは交付出來ないことになりすべて新體制に即応した豫算についてのみ計上することになつたので悪しからず御了願いたく、なほ農業技術指導農場施設の今後については地元農民の意志に委ね、農地についても地元關係農民の意志を充分反映し農地委員會が適切に処置するものとし、農民が農業増産等のための共同利用施設等として活用することは差支えないものと考えられるので御含み願いたく右命により通牒する。

昭和二十三年度農業技術滲透施設國庫補助金交付の件

二三農局第二〇四四號
農政局長發知事宛
昭和二十三年五月二十七日

従來國庫補助金を交付して実施してきた農業技術滲透施設に關しては四月二十七日附二三農政第一七五五號農林次官依命通牒の通り農業技術指導農場職員の設置に要する四月分経費に對する補助金を以て打切られ五月以降は新普及體制に即應する施設につき補助されることになり近く別途通牒する豫定であるが、右四月分指導農場職員設置費補助金は別紙内譯の通り交付される見込であるから左記事項御含みの上至急農林大臣宛補助金交付申請され度い。

記

- 一、本補助金は昭和二十一年十月三日附二一農政第一六八一號農林次官依命通牒の補助金交付要項により交付されるので取扱いに留意すること
- 二、補助金交付申請書は事業計画書及收支豫算書を添付して正副二通提出すること

昭和二十三年度農業技術滲透施設國庫補助金交付内示表

都道府縣

種別	金額	備考
農業技術隣保班長設置費	(A)	本俸月額平均(諸手當を含む) ① 圓の ② 人分 ③ 圓の ④ 人の月額 ⑤ 圓の ⑥ 圓の ⑦ 圓の ⑧ 人分 ⑨ 圓の ⑩ 人の月額 ⑪ 圓の ⑫ 圓
畜産技術員設置費	(B)	家族手當平均員數 ⑧ 人分 本俸月額平均(諸手當を含む) ⑦ 圓の ⑨ 圓の ⑩ 人の月額 ⑪ 圓の ⑫ 圓

農業技術指導農場設置費

合

計

備考 一、本給與は二、九二〇円ベースに依る
二、家族手當は一人月二二五圓とする

囑託技術員設置費

本俸月額平均(諸手當を含む)

⑬ 人分

人の月額

⑮

圓の

家族手當平均員數

⑭ 人分

人の月額

⑯

圓の

管理者手當

本月俸平均(諸手當を含む)

⑰ 人分

人の月額

⑱

圓の

家族手當平均員數

⑲ 人分

人の月額

㉑

圓の

㉒

圓

㉓

圓

㉔

圓

農業技術指導農場用農地の處分に關する件

二三農局第二二五號
農政局長發知事宛
昭和二十三年六月三日

一一

農業技術指導農場の措置に關しては四月二十七日二三農政第一七五五号を以て農林次官より通牒された通りであるがその用地は左記により至急処置されたい。

記

- 一、都道府縣又は都道府縣農業会が指導農場用農地として借地していたものは、通常の小作地と同様在村地主の小作地保有面積以外は買収する。但し自作農が指導農場用農地として自作地を提供した場合は、現在なお都道府縣又は都道府縣農業会とその自作農との間に借地契約があつても一般の小作地とはせず、自作農創設特別措置法第五條第六号の小作地として取扱う。
- 二、国有地又は公有地を指導農場として使用していた場合は、農民に賣渡すため管理換又は買収を行う。
- 三、前二項の買収又は管理換は六月二日迄に行うように努める。
- 四、指導農場の施設を共同採種圃等の共同施設として利用するため附近農民の総意によつて市町村又は農業協同組合が承繼しようとする場合は、政府は当該農地を個人に売渡さず、市町村又は農業協同組合に賃貸し、或は農林大臣が指定する場合は、市町村又は農業協同組合にこれを売渡す。市町村又は農業協同組合に賃貸又は売渡を行うには、市町村農地委員会が決定し、都道府縣農地委員会がこれを承繼することが必要である。

農業普及事業に関する件

二三農政第一九八二號
農林次官發知事宛 昭和二十三年六月十日

かねて連合軍最高司令部の助言をもとに研究立案中であつた農業普及事業については次の通りであるから御承知の上それぞれ御手配願いた
 右命により通牒する。

記

一、農業普及事業の新制度について

連合軍最高司令部の完全なる支援による新しい農業改良普及及體制が実施されることになり、別紙「農業改良助長法案」を今次国会に提出すべく準備中である。而して都道府縣におけるこれに関する実施機構は別紙「協同農業普及事業に關して都道府縣及びその地区の機構及び任務の概要案」による見込であり、また新普及事業に従事する技術員については、その任務の重要性に鑑みて、その資格及び選考任用も別紙「都道府縣農業普及技術職員の資格及び任用方法要綱案」により嚴選されることになつてゐる。

しかしながら、新制度の完全なる実施は、今後なお相当の期間を必要とするので、当面の食糧緊急増産の要求に應ずると共に一面新制度への移行を圓滑に実施するため本年度においては次の如く臨時に所要の技術員を措置することにした。

二、食糧増産技術員の設置について

五月暫定豫算からは、農業技術の普及に關し巡回指導に當る技術員（都道府縣の技術吏員とする。）（今後所定の資格、選考手續の結果任命される技術員と區別するため食糧増産技術員と稱す。）の設置に對し別紙「農業普及事業国庫補助金交付要項」に基き国庫補助金が交付されることになつた。この技術員の設置については「別紙食糧増産技術員設置規定」によらるたい。

而して五月及び六月分国庫補助金による右技術員の配置数並びに、それに対する補助見込額は別記の通りであるから、御承知の上御受諾の場合、至急補助金交付申請書を農林大臣宛（正副二通）提出されたい。

なお右職員設置に關する都道府縣吏員の定数改正に關しては総理廳官房自治課へも連絡済みであるから御了知ありたい。

三、新普及體制の趣旨の徹底について

新しい制度が、果して所期の効果をあげ得るか否かは、先ず以て新制度の趣旨の徹底にかかっている。従つてこの趣旨の普及には特に御配意の上講習会の開催等によつて関係者が充分理解獲得すると共に農民側においても積極的に本制度による技術員を利用し、以て食糧増産の達成に遺憾のないよう指導されたい。

なお本件については着々実施して頂きたいが、農業普及に関する都道府県の資金は専ら新普及制度を発達させ支持するためにのみ使用し重複のないように御留意願いたい。

四、(1) 昭和二十二年法律第百三十三號「農業協同組合法の制定に伴う農業團體の整理等に関する法律」に基く農業会の解散によつて従來公共（国及び都道府県）並びに農業会の資金によつて設置されていた農業会技術員は解雇されることになり、今後完全な農業普及事業を行うために新しい普及體制が計画され而も新しい普及體制は政府の支持する唯一の普及體制であるから、農業協同組合に対しては技術員の雇傭のため公共（国及び都道府県）の資金を交付することは望ましくない。

(2) 食糧増産技術員は、優秀な農業会職員、指導農場職員、試験場又は専門学校その他廣い範圍の技術者の中から選ばれるものとする。

農業普及事業国庫補助金交付要項

- 一、農林大臣は、農民が農業及び農業生活に関する有益且つ実用的な知識を取得交換し、それを有効に應用することが出来るよう。都道府県が農林省と協力して行う農業に関する普及事業を助長するため、この要項に従い、都道府県の費用に対し予算の範圍内で補助金を交付する。
- 二、本要項により補助金の交付を受けて行う普及事業は、専任職員の設置、講習会の開催、委員会の設置、印刷物の配付、その他農林大臣の適当と認める施設とし、農林大臣と都道府県とが協議して定める方針に従つて実施するものとする。
- 三、本要項により補助金の交付を受けようとする都道府県は、補助金の割当通知後一ヶ月以内に事業計画及び收支予算書を添附して、農林大臣に補助金交付申請書を提出しなければならない。
- 四、前項の書類に記載した事項に重要な變更を加えようとするときは、豫め農林大臣の承認を受けなければならない。
- 五、本要項により交付される補助金は、直接と間接とを問わずこれを諸建物の購入、建造、保全若しくは修理、土地の購入若しくは借入、研究若しくは普及のための農場の経営、割当、供出、取締、配給、検査等の行政事務に使用してはならない。
- 六、農林大臣は、本要項の規定により、補助金の交付を受けた都道府県が左の各號の一に該当するときは、補助金の全部又は一部の還付を命ずることが出来る。

一、前二項の規定に違反したとき。

若しくは普及のための農場の経営、割当、供出、取締、配給、検査等の行政事務に使用してはならない。
六、農林大臣は、本要項の規定により、補助金の交付を受けた都道府県が左の各號の一に該当するときは、補助金の全部又は一部の還付を命ずることができる。

一、前二項の規定に違反したとき。

二、補助金交付の條件に違反したとき。

三、支出額が豫算額に比し減少したとき。

七、本要項により補助金の交付を受けた都道府県は、事業成績書及び收支決算書を、次年度六月末日までに農林大臣に提出しなければならぬ。

協同農業普及事業に關する都道府縣及びその地區の 機構及び任務の概要案

都道府縣が農業改良助長法に基いて農林省と協同して行う農業普及事業を實行するために当面とるべき機構及び任務の概要を次の通りとする。

一、協同農業普及事業の責任ある遂行のために今後「農業技術普及部(假稱)」の設置をも考慮されるべきであるが、当面の機構及び任務の概要を次の通りとする。

(1) 農業技術普及委員会及び地區農業委員会の設置

協同農業普及事業に關する重要事項を調査審議するために「農業技術普及委員会」及び「地區農業委員会」を設ける。

(2) 都道府縣に協同農業普及事業に従事する専門技術員、普及技術員その他必要な職員を置く。

協同農業普及事業に従事する職員は、供出、割当、配給、取締、検査等の行政事務を擔當することはできない。

(3) 都道府縣は、農林省の指示するところに従つて、農業普及技術職員の資格試験を実施し、その資格者名簿を整備し、農業技術普及委員会又は地區農業委員会に提出する。

(4) 都道府縣は農業技術普及委員会の承認を得て、地區の区分及び各地區毎の普及技術員の配置数を定める。

地區の区分及び各地區毎の普及技術員の数は、各地區の農業人口耕地面積、その他農業事情を正當に考慮して行うものとする。

二、農業技術普及委員会

(1) 委員会の構成

委員の定数は九名とする。但し特に必要がある場合は、十五名まで増加することができる。

委員九名の中五名は農民、一名は農業教育者、その他の三名は学識経験ある者とする。

委員の定数を十五名の範囲内で増加する場合における各種委員の割合は概ね右の比率によるものとし、如何なる場合においても農民委員の数は委員總数の過半数とする。

委員九名のうち五名は農民、一名は農業者、三名は学識経験者とする。委員の定数を十五名の範囲内で増加する場合における各種委員の割合は概ね右の比率によるものとし、如何なる場合においても農民委員の数は委員総数の過半数とする。

(2) 委員の選任

(イ) 農民委員は、地区農業委員会の委員の選挙によつて選出された者につき知事が任命する。

被選挙資格者は農民であつて、地区農業委員会の委員たると否とを問わない。

農民委員の選挙は、都道府縣を數地区に分け各地域毎にこれを行うことができる。この場合地域毎の選出委員の数は各地域の農業人口、耕地面積、その他農業事情を正當に考慮して知事が決定するものとする。

(ロ) 農業教育者及び学識経験者である委員は、知事が、これを選考任命する。

(3) 委員の任期

委員は二年（一年）毎に定数の三分の一の委員が選任されその任期は六年（三年）とし再任を妨げない。補缺委員は、前任者の殘存期間在任するものとする。但し、委員会創設當時必要とする委員の任期は三分の一が二年（一年）、三分の一が四年（二年）、殘三分の一が六年（三年）とする。

(4) 委員は無俸給であるが委員会の会合に出席するに要する費用を支給されるものとする。

(5) 委員会の任務

(イ) 協同農業普及事業に関する重要計画並びに予算及びその施行について調査審議する。

(ロ) 知事の行う専門技術員及びその他の主要技術職員任命、移動解任は、事前にこの委員会の承認を経るものとする。

(ハ) 地区農業委員会が選考した普及技術員の任命、移動、解任について承認を與える。

(ニ) 地区の区分及び各地区における普及技術員の數につき承認を與える。

(ホ) 知事又は地区農業委員会に対し協同農業普及事業に関する政策的な重要事項について助言を與える。

三、専門技術員

任務

1 普及技術員に対し農業技術の普及及び農民生活の改善に関して専門的知識を與える。

2 普及技術員を援助して、専門的事項又は困難な事項について集會を指導し或は実地指導を行わせる。

3 試験場、専門学校、大学の研究者と協力して、農業生産の増大、農業及び農民生活の改善について普及技術員及び農民の用に供するためパンフレットその他の刊行物を作成する。

資格及び任用

別紙「都道府縣農業普及技術職員資格及び任用方法要綱」による。
所在地

四、普及技術員

専門技術員は可及的都道府縣の試験場において試験研究と密接なる連絡を保つものとする。

普及技術員は各地区において勤務し農民に対し農業普及事業を実施する。
資格及び任用

別紙「都道府縣農業普及技術職員資格及び任用方法要綱」による。

五、地区農業委員会

(1) 知事が農業技術普及委員会の承認を得て定める地区に農業委員会を置く。

(2) 委員会の構成

委員の数は各地区の異なる農業事情を正当に考慮して決定されるものであるが、概ね、五名乃至十五名とする。

(3) 委員の選任

將來委員の選任は関係農民が、選挙等最も適当と認める方法により行われるべきであるが当分の間委員は各市区町村長が市区町村会の承認を得て、管内の農家一〇〇―三〇〇戸及びその端数毎に一名の割合で農民の中から選定した者につき知事が任命する。

(4) 委員の任期

委員の任期は一年とし再任を妨げない。補缺委員は前任者の残存期間在任するものとする。

(5) 委員会の費用

委員は無報酬とする。

委員会の費用は市区町村が負擔するものとし、国庫補助金は直接と間接とを問わずこれを支給しない。

(6) 委員会の任務

(イ) 知事の提出する有資格者名簿の中から当該区に勤務する普及技術員を選考する。

(ロ) 普及技術員の勤務する事務所を選定する。

(ハ) 地区農民の重要な問題について普及技術員に対し、助言しその他農業普及事業に関する重要事項について農業技術普及委員会又は知事に対し意見を具申する。

六、協同農業普及事業に従事する職員の解任は、無能力または不誠実の確證がなければならない。また移動についても本人の要求又は承諾を得た場合に限ること。

七、協同農業普及事業に従事する職員の俸給その他の待遇について、充分なる活動を保護し得るよう措置するものとする。

都道府縣農業普及技術職員の資格及び任用方法要綱(案)

農業改良助長法に基いて農林省と都道府縣が協力して行う協同農業普及事業に従事する都道府縣の技術吏員が具備すべき資格及び選考任用の方法。

一、受験資格及び試験

A、受験資格

(一) 普及技術員 (Agent)

(A) Area extension agent

(1) 甲種農学校卒業者は卒業後三ヶ年以上農業に関する試験研究、教育機関において試験研究教育に従事したもの若しくは農業に関する普及事業に従事したもの。

(2) 農業に関する大学、専門学校卒業者。

(B) Home demonstration agent

(1) 高等女学校(実業学校)において家事、栄養に関する科目を修めたもので卒業後三ヶ年以上家事、栄養に関する試験研究、教育に従事したもの若しくは家事、栄養に関する普及事業に従事したもの。

(2) 専門学校の卒業生で學校に於いて家事、栄養に関する科目を修めたもの。

(二) 専門技術員

農業に関する大学卒業者は卒業後二ヶ年以上、農業に関する専門学校卒業者は卒業後五ヶ年以上、甲種農学校卒業者は卒業後八ヶ年以上農業に関する試験研究、教育機関において試験研究教育に従事したもの若しくは試験を伴う普及事業に従事したもの。

A-註

昭和二十三年度限^a Area extension agent 及^b Home demonstration agent の受験資格に關しては甲種農学校、高等女学校（実業学校）卒業以上の校歴を有しないものについても六ヶ年以上農業（家事、榮養を含む）に關する試験研究教育若しくは普及事業に従事したも
のについて、特に都道府縣知事が認可したものに受験資格を附与することができる。

都道府縣知事の認可は、都道府縣農業普及技術職員資格試験委員会において嚴格なる審査の上これを行うものとする。

B、資格試験

(A) 農林省の規定する所定の資格試験基準（筆記及び口頭）に従つて各都道府縣知事が毎年一回之を行うものとする試験の実施日及び試験科目は試験実施日の三ヶ月以前に公示しなければならない。

(B) 各都道府縣の試験は農業に關する試験研究、教育及び普及事業に従事している学識経験者若干名からなる都道府縣農業普及技術員資格試験委員会において行うものとする。

B-註

1) 資格試験においては農業に關する普及事業に従事する職員として具備すべき条件である健康及び性格（例えば精勵、親切、正直、開放的というような条件）及び年齢についても檢定するものとする。

2) 資格試験委員会は試験の成績と同時に學歷を充分吟味して最終的決定をしなければならない。

3) 昭和二十二年度若しくはそれ以前から都道府縣技術吏員（農林技官）として農業（家事、榮養を含む）に關する試験研究、教育又は普及事業に従事し若しくは従事したもので所定の學歷及び經驗を有するものにつき、特に都道府縣知事が資格ありと認めた場合は試験によることなく普及技術職員の資格を附與することができる。

都道府縣知事の認定は、都道府縣農業普及技術職員資格試験委員会において嚴格なる審査の上これを行うものとする。

二、選考任用方式

A、この任用は農家一〇〇—三〇〇戸毎に一名の割合で選出される農民委員によつて構成される地区農業委員会（一委員会の委員は五—十五名とする）が有資格者名簿の中から選考し、都道府縣農業技術普及委員会（委員の規準は農民五名、農業教育者一名、学識経験ある者三名とする）の承認を得た上で都道府縣知事が任命する。

B Subject matterspecialist 任用は、事前に都道府縣農業技術普及委員会の承認を経て都道府縣知事が任命する。

附

都道府縣農業普及事業に従事する技術雇員の選考任命は知事が行うものとするが、農学校、実業学校、高等女学校卒業以上のもので將來正式普及技術員に採用される見込のあるものを選考任命する。

都道府縣食糧増産技術員設置規定

- 一、食糧増産技術員は都道府縣の公吏とし、専ら食糧の緊急増産に関する農業技術の指導普及事業に従事するものとし、割当、供出、取締、配給、検査等の行政事務若しくは、試験場指導農場の経営に従事してはならない。
- 二、食糧増産技術員の選考任用は都道府縣農事試験場長、種畜場長及びその他関係者により構成される選考委員会において選考し、知事が任命する。
- 三、食糧増産技術員は、優秀な職員、指導農場職員、試験場又は専門学校その他廣い範圍の技術者の中から選ばれるものとする。
- 四、食糧増産技術員の制度は、昭和二十四年三月三十一日限りこれを廢止するがこれらの職員が、昭和二十三年度内に行われる農業普及技術職員資格試験に合格し、都道府縣農業技術普及委員会及び地区農業委員会の選考承認を得た場合は、昭和二十四年四月一日以降法律に基いて農林省と都道府縣が協力して行う農業普及事業に従事する正式普及技術員として採用される。
- 五、知事は食糧増産技術員の任命にあたり前號の事項を諒諾した旨の承諾書を各個人から提出せしめる。

但し右の承諾書は二級及び三級の技術吏員についてのみ提出せしめる。

(食糧増産技術員設置規定の添附書類)

承諾書の様式(見本)

私儀

今般食糧増産技術員に任ぜられました、農業普及技術職員資格試験及び所定の選考に合格しないときは昭和二十四年三月三十一日限り無條件で退職します。

昭和 年 月 日

何々 々 團

何々縣知事何々殿

昭和二十三年度協同農業普及事業費に関する件

二三改局第三號 農林次官發知事宛 昭和二十三年八月十八日

昭和二十三年度協同農業普及事業費に關しては、先に六月十日附二三農政一、九八一号を以て五月六月暫定予算分の食糧増産技術員の俸給、給料手当等について既に内示した処であるが、右既内示分を除く本年度農業技術普及事業に要する經費に關する国庫補助金については、別紙の通り交付される予定であるから農業改良助長法並に同法施行規則（七月三十一日附官報外掲載）及び八月十八日附二三改第四号次官通牒御了知の上、事業計画書及び收支予算書を添附して国庫補助金交付申請書正副二通を大臣宛提出され度い。

なお本經費は農業改良助長法に基き交付されるものであるから御了知の上遺憾ないようにならせられたく申し添える。

（別紙）

昭和二十三年度協同農業普及事業国庫補助金内示表（既内示分を除く）

縣

種 別	金 額	備 考
農業技術普及委員會會費 印刷物等作成配付費 農業技術者訓練講習會費 農業普及職員資格試驗委員會費 專任職員設置費 普及職員設置費 普及技術員設置費	三〇、〇〇〇圓 三六、〇〇〇	二級技師 (1) 七月以降給與 一人當月額 六、四五一圓（諸手當を含む）の 人分の九ヶ月分六月分 (2) 給與差額（ベース差額）

圓 圓

其他普及職員設置費

三級技師	(3) 旅費(十一月分) 一人當 二、七五〇圓の	一人當差額 一、四八一圓の	人分
三級技師	(1) 七月以降給與 一人當月額 五、四一〇圓(諸手當を含む)の 人分の九ヶ月分		人分
二級技師	(2) 六月分給與差額(ベース差額) 一人當差額 一、二二二圓の		人分
二級技師	(3) 旅費(十一月分) 一人當 二、七五〇圓の		人分
二級技師	(1) 七月以降給與 一人當月額 三、四三〇圓(諸手當を含む)の 人分の九ヶ月分		人分
二級技師	(2) 六月分給與差額(ベース差額) 一人當差額 七八一圓の		人分
二級技師	(1) 四、五月分給與 一人當月額 四、九七〇圓(諸手當を含む)の 人分の二ヶ月分		人分
二級技師	(2) 六月以降給與 一人當月額 六、四五二圓(諸手當を含む)の 人分の十ヶ月分		人分
二級技師	(3) 旅費(年額) 一人當 三、〇〇〇圓の		人分
		圓	圓

普及職員事務費				
普及職員巡回指導費				
巡回指導旅費				
巡回指導施設費				
合計				

(1) 四、五月分給與	一人當月額 四、一六八圓 (諸手當を含む) の	二分
(2) 六月以降給與	一人當月額 五、四一〇圓 (諸手當を含む) の	二分
(3) 旅費(年額)	一人當 三、〇〇〇圓の	二分
普及技術員	一人當 六、二一五圓の	二分
其他普及職員	一人當 六、七八〇圓の	二分
普及技術員	人分	
其他普及職員	人分	
自轉車購入費一臺當	七、〇〇〇圓の	二分

圓 圓 圓 圓 圓 圓

(備考)

職員の給與については四月、五月は二、九二〇圓ベースにより、六月以降の分については三、七九一圓ベースによる。諸手當とは家族手當、勤務手當とする。

農業改良助長法の施行に關する件

二三改第四號
農林次官發知事宛
昭和二十三年八月十八日

農業に關する試験研究並びに普及體制の整備確立に關連して農業改良助長法の制定につき第二国会に提案致して居りました処、去る七月五日可決となり七月十五日附法律第六十五号として公布され八月一日より施行されることとなりました。その内容及び關係事項については七月二十四日中央大学における經濟（農林）部長會議において説明致した通りであります。これが施行に伴い關係事項を左記の通り措置致したいので御了知願います。

記

一、協同農業普及事業に關する都道府縣及びその地区の機構及び任務に關する件について、

(1) 六月十日附二三農政第一、九八一號農林次官通牒（農業普及事業に關する件）の中、左の事項は案としてあつたが案の字を削り決定したものとすること。

(イ) 協同農業普及事業に關する都道府縣及びその地区の機構及び任務の概要

(ロ) 都道府縣農業普及技術職員の資格及び任用方法要綱

(2) 六月十日附二三農政第一、九八一號農林次官通牒の別紙の「協同農業普及事業に關する都道府縣及びその地区の機構及び任務の概要」並びに「都道府縣食糧増産技術員設置規定」に關する細部事項については別紙「協同農業普及事業に關する都道府縣及びその地区の機構及び任務に關する事項の細目」並びに「都道府縣食糧増産技術員設置規定に關する事項の細目」により措置されたいこと。

二、農業改良助長法第十六號第一項の農業人口及び耕地面積について、この農業人口は、統計法第二條に基く指定統計第三號の臨時農業センサス（昭和二十二年八月一日現在）による農業人口中の常住世帯員のうち、自家の農業従事者の數によるものとし、耕地面積は、右臨時農業センサスによる經營土地面積中の耕地面積（田畑合計）によるものとすること。（農業改良助長法施行規則による。）

三、農業改良助長法に基く補助事業について、

昭和二十三年度において農業改良助長法に基く補助の対象となる都道府縣の事業は左の通りである。

(1) 同法第二章に基く補助事業

- (イ) 主要農作物奨励品種決定試験
- (ロ) 甘藷馬鈴薯地方適否試験
- (ハ) 工藝農作物地方適否試験
- (ニ) 低位生産地改良施設
- (ホ) 病害虫発生予察事業
- (2) 同法第三章に基く補助事業

農業普及事業

なお右各件に關する補助金については近く内示する予定である。

四、農業改良助長法の規定に基く提出書類について、

- (一) 農業改良助長法第二十五條の規定に基き同法第四條第一項及び第十五條第一項に規定する提出書類に關しては、昭和二十三年度においては左の通り措置願うこと。

- (1) 第四條第一項の規定による提出書類

- (イ) 補助金交付申請書

補助金交付申請書の様式は、左に準ずること。

様式

昭和二十三年度に關する補助金交付申請書

昭和二十三年度において を実施したので別紙の通り、事業計画書及び收支予算書を添えて、補助金の交付を申請する。

- 註 (一) 昭和二十三年度においては時期の關係上經費見積書に代え收支予算書を添付すること。
- (二) のところは事業名を記載すること。

- (ロ) 事業計画書

事業計画書の様式は個々の試験研究事業によつて異なるので、從來からの繼續事業については左記によること。

- (A) 奨励品種決定試験については、昭和二十二年八月六日附二二農政第一、五一三號農林次官通牒（主要農作物の奨励品種決定試験及び原種（苗）圃事業国庫補助金交付要綱に示す様式によること。

- (B) 低位生産地改良施設については、昭和二十二年六月二十日附二二農政第一、〇六七號農林次官通牒（低位生産地改良施設補助金交付要綱）の様式第一號によること。
- (C) 病害虫発生予察事業については、昭和二十二年七月十一日附二二農政第一、二六九號農林次官通牒（病害虫発生予察事業補助金交付要綱）の様式第一號によること。但し、右様式中の施設のうちイの「専任職員」を「農事試験場勤務職員（観察員を除く。）」に改め、ロの「観察員及び観察所」を次の通り改めること。

観察所々在り地	観察事項	観察員		観察所設備	備考
		氏名	俸給		
			何級 月〇〇円		
			最終卒業学校 卒業年次		

- (D) 甘藷馬鈴薯地方適否試験及び工藝農作物地方適否試験については、昭和二十二年十月三十一日附二二農政第二、二〇一號農政局長通牒（諸類、園藝農産物及び工藝農産物等改良増産施設補助金交付に関する件）の様式第一號の一に準ずること。
- (ハ) 経費見積書
昭和二十三年度においては時期の関係上、経費見積書に代えて收支予算書を提出すること。
この收支予算書の様式については、前記(ロ)の(A)乃至(D)に掲げる各通牒に示した様式によること。
- (ニ) 実績報告書
農業改良助長法第四條第一項の規定による補助金交付申請書の添付書類としての実績報告書は、本年度においては、その提出を要しないものとする。
- 尙昭和二十二年度の補助事業に関する実績報告書については従来の関係各通牒により定められたところによること。
- (2) 第十五條第一項の規定による提出書類

(イ) 補助金交付申請書

補助金交付申請書の様式は前記四の(1)の(イ)に準ずること

(ロ) 事業計画書

事業計画書の様式は左記によること。

様式

協同農業普及事業計画

一、農業技術普及委員会

(イ) 委員長(会長)の氏名委員会の構成

農民委員、農業教育者、学識経験者別に氏名、年齢、学歴及現在の職業(兼職を含む)を記入すること。

(ロ) 委員の任期及任務の概要

任期については各委員別に記載すること。

(ハ) 委員会開催計画開催

時期並びに回数、主要議題を記載すること。

二、印刷物等作成配付

印刷物の名稱、内容の概要、配付先、部数等を各種別に記入すること。

三、農業技術者訓練講習会

開催の時期、場所、講習科目、受講者の範囲及び数、講師氏名等を記載すること。

四、農業普及技術職員資格試験委員会

(イ) 委員会の構成

委員の氏名、年齢、学歴、専門事項 現在の職業を記入すること。

(ロ) 試験施行の時期及び場所

三、専任職員設置費

専門技術員、普及技術員(食糧増産技術員)、その他普及職員別に次の様式により記入すること。

區別	氏名	最終卒業學校名 及び卒業年次	年令 (數え年)	勤務場所 (事務所の所在地とする) 何郡何村字何々 〇〇〇農業地區	備考
普及技術員 (食糧増産技術員)					
其他職員					

注 食糧増産技術員のうち、都道府縣廳の農業改良課(假構)に勤務するものについては、備考欄にその旨を記載すること。

(ハ) 經費見積書

昭和二十三年度においては時期の関係上、經費見積書に代えて收支豫算書を提出することとし、收支予算書の様式は、左記によること

様式と

協同農業普及事業收支豫算書様式

費目	豫算額	備考
協同農業普及事業費 國庫補助金		
地方費支出金		
計		農業技術普及委員會費 印刷物等作成配布費 技術者訓練講習會費 普及職員資格試験委員會費 專任職員設置費 普及職員設置費 普及職員事務費 普及職員巡回指導施設費

支出の部		目	豫算額	備考
農業技術普及委員会費				委員手当 一人平均何圓の何人分
印刷物作成配布費				委員旅費 一人平均何圓の何人分
技術者訓練講				會場費 一人平均何圓の何人分
				各種別毎に數量、單價、金額の内譯を記載すること
				講師手当 一人平均何圓の何人分
				受講生合宿諸費 一人平均何圓の何人分(二回何人の何回分)
				印刷物作成費 一部平均何圓の何部分
				會場費
				雜費
				試驗委員手当 一人平均何圓の何人分
				試驗委員旅費 一人平均何圓の何人分
				雜費
專任職員設置費				二級技師 一人平均何圓の何人分
普及職員設置費				俸給
普及技術員設置費				一人平均何圓の何人分

計 其他普及職員設置費 普及職員事務費 普及職員巡回指導費 巡回指導旅費 巡回指導施設費	家族手當 扶養家族一人何円の何人分 勤務地手當 旅費 一人平均何円の何人分 三級技師 二級技師に準じて内譯記載のこと 技術職員 給料 一人平均何円の何人分 家族手當 扶養家族一人何円の何人分 勤務地手當 前各例に準じて記載のこと(但し事務、技術の別を記入すること) 一人平均何円の何人分 通信運搬費、消耗品費等とすること 一人平均何円の何人分 巡回指導用 自轉車購入費 一臺何円の何臺分
---	--

圓 圓 圓 圓 圓 圓

(二) 実績報告書

農業改良助長法第十五條第一項の規定による補助金交付申請書添付書類としての実績報告書は、本年度においては、その提出を要しないこと。

(3) 農業改良助長法第四條第一項及び第十五條第一項の実績報告書同法第十條及び第二十一條の收支決算書、その他昭和二十四年度以降提出の分については追つてその都度指示するものとする。

協同農業普及事業に関する都道府縣及びその地区の機構及び任務に関する事項の細目

一、農業技術普及委員会

1 委員定数

北海道の如く特に事情の異なる場合を除き九名とすること。

2 委員長又は会長、幹事及び書記

委員の互選により委員長を選出するか、知事を会長とするかは各都道府縣の実状により決定する。但し知事を会長とする場合において会長は委員会における議決権はないものとする。

幹事及び書記は原則としておかず、都道府縣の部課の職員がその事務を行うものとする。

3 委員の資格

農民委員

農民委員となりうる者の資格は、農業調整委員の被選挙資格に準ずることとする。但し農民の資格は、世帯主に限定せず農業に従事する世帯員を含むものとする。

農業教育者

官立私立の別なく農業教育に従事せるものの中から廣く選考するものとし、現職官公吏の任命を妨げない。

学識経験者

農業に関する試験研究普及事業に関して優れたる学識経験を有するものとし現職官公吏の任命を妨げない。公職並びに教職追放令該当者は何れの場合にも、委員たる資格なきものとする。

4 選挙地域の区分

農業技術普及委員会の農民委員の数を以て地域の数とするを便とする。各地域の決定は、その地域における地区農業委員の数を勘案して決定するものとする。

二、専門技術員

1 今後必要なる人員、予算を考慮するが、当面は試験場における研究技術者の援助、協力によつて行いたいこと。

2 今後正式に設置される専門技術員の所在地はその任務が性質上試験研究方面との特に密接なる連絡が必要なので試験場とするが、その場

合においても専門技術員の本務は普及事業にあるのであつて指導普及上支障のない限りにおいて試験研究に従事することは妨げないものとする。

3 専門技術員の専門事項別設置区分に就ては各都道府縣の農業事情により決定されるべきであるが、その具体的決定については、今後本省と協議して決定する。

三、普及技術員

1 普及技術員は農事、畜産を通ずる総合的技術知識と廣い見識とを具備する必要がある。

2 普及技術員の地区別配置数は、各地区の事情、普及技術員の總數等を考慮し農業技術普及委員会に諮り、その議を経て決定するものである。

3 本年新に設置した食糧増産技術員の配置、事務所、活動はすべて普及技術員の場合に準ずるものとする。

但し、現在は予算の関係上都道府縣中央部における専門技術員等の設置が困難であるから一都府縣につき十名程度（北海道に限り二十五名程度とする。内一名はホームデモンストレーション擔当として婦人を考慮すること）を超えない範圍で暫定措置として都道府縣廳農業改良課に勤務せしめ、試験研究或は教育と密接なる連絡を保ちながら情報宣傳及び巡回普及等に従事することも差支えない。併し今後専門技術員その他必要な職員が設置される場合は、普及技術員本來の勤務地である各地に配置せしめること。

4 ホームデモンストレーション普及技術員

家事、榮養等に関する普及技術員は適材の獲得困難なる事情もあり將來逐次充實したい考えであるが、差当り食糧増産技術員の配置數の中の一部（少くも三名以上とする）をこれにあてること。

四、地区農業委員会

1 委員長

委員の互選により委員長を選出すること。（会長制は考慮しないこと）

2 委員

委員となり得る者の資格については農業技術普及委員会の農民委員の場合と同様である。

3 普及技術員の勤務する事務所

普及技術員の勤務する事務所の建物は地区農業委員会が最適と認められた施設を選定するが、役場、農業協同組合等の建物を選定した場合にお

いては地区農業委員会は特に普及技術員が一般行政事務に従事することがないよう厳に監督すること。

三四

五、地方事務所と普及技術員との関係

相互に密接に連絡することは勿論であるが、地方事務所は普及技術員に対し指揮することはできないものとする。

都道府縣食糧増産技術員設置規定に関する事項の細目

- 一、食糧増産技術員はすべて都道府縣の技術吏員とする。従つて五月以降の国庫補助金を農業団体或は市町村等に補助することは許されない。
- 二、食糧増産技術員の配置、事務所、活動はすべて「協同農業普及事業に関する都道府縣及びその地区の機構及び任務の概要」における普及技術員の場合を準用すること。
- 三、選考委員会の委員は、今後設置される「農業普及技術職員資格試験委員会」の場合を考慮し、農業試験研究、教育、普及に関する学識経験者を廣く外部からも参加せしめること。なお委員会の委員長は委員の互選を原則とすること。
- 四、食糧増産技術員の採用については農業会、指導農場、試験場等に局限することなく、学校方面へも文書その他により充分趣旨の徹底をはかり廣く適材を採用するように努力すること。
- 五、食糧増産技術員中雇員については、受験の結果不合格となつた場合においても將來合格の見込あるものは雇員として繼續勤務することは差支えないこと。(三級以上の職員は退職又は轉職しなければならない。)
- 六、食糧増産技術員と地方事務所の関係は相互に密接に連絡するが、地方事務所は食糧増産技術員に対し、指揮することはできないものとする。

農業普及事業専任職員設置に関する件

二三改第五
農林次官發知事

昭和二十三年八月十九日

農業改良助長法に基く新農業普及事業の専任普及技術職員のうち、普及技術員の各都道府縣別配置数については六月十日付二三農政第一九八号農林次官通牒（農業普及事業に関する件）により示した通りであるが、右の外更に都道府縣廳において普及事業に関する事務に従事する専任普及職員を左記の通り貴縣（都道府）に配当したので御了知の上定員増等必要な措置をとられたく右命により通牒する。
尙從來の農業技術施設専任職員の設置はこれを廢止しその定數に本通牒による定數中に切替られるものであり、本通牒により從來の農業技術施設専任職員の定數に比し増加する分については、總理廳自治課に連絡済であるから御了知願いたい。

記

一、普及職員
二級技術吏員
三級技術吏員

名 名 名
(別紙記入)

縣名	其他普及職員數	同上		技術施設専任職員數	同上		比較増減	同上	
		二級	三級		二級	三級		二級	三級
北海道	一八	五	一三	四	三	(+) 一四	(+) 四	(+) 一〇	
青森	四	二	二	三	二	(+) 一	(+) 一	(+) 〇	
岩手	五	二	三	三	二	(+) 二	(+) 一	(+) 〇	
宮城	五	二	三	三	二	(+) 二	(+) 一	(+) 〇	
秋田	四	二	二	三	二	(+) 一	(+) 〇	(+) 〇	
山形	五	二	三	三	二	(+) 二	(+) 一	(+) 〇	
福島	五	二	三	三	二	(+) 二	(+) 一	(+) 〇	
茨城	五	二	三	三	二	(+) 二	(+) 一	(+) 〇	

縣名															職其他普數及		專技術參透		比較增減										
島和奈兵大京滋三愛靜岐長山福石富新神 千崎群橋 歌 奈																													
取山長庫阪都賀重知岡阜野梨井川山 川京葉玉馬木																													
四	四	四	五	三	四	四	五	五	五	五	四	四	四	四	七	四	三	四	五	五	五	二	同	二	同	+		二	同
一	一	一	二	一	一	二	二	二	二	二	二	一	一	一	一	三	一	二	二	二	二	三	內	三	內	+		三	內
三	三	三	三	二	三	三	三	三	三	三	二	三	三	三	三	四	一	二	三	三	三	二	上	二	上	+		二	上
三	三	三	三	三	三	一	三	三	三	三	三	三	三	三	三	四	三	二	三	三	三	三	內	三	內	+		三	內
二	一	一	一	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	三	一	一	二	二	二	三	內	三	內	+		三	內
+	+	+	+	+	+	+	+	+	+	+	+	+	+	+	+	+	+	+	+	+	+	二	上	二	上	+		二	上
一	一	一	二	一	一	一	二	二	二	二	一	一	一	一	一	三	二	一	二	二	二	三	內	三	內	+		三	內
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	二	上	二	上	+		二	上
+	+	+	+	+	+	○	+	+	+	+	○	+	+	+	+	+	+	+	+	+	+	三	內	三	內	+		三	內
一	一	一	一	一	一	○	一	一	一	一	○	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	三	內	三	內	+		三	內

鹿島	宮崎	大分	熊本	長崎	佐賀	福賀	高知	愛媛	香川	徳島	山口	廣島	岡山	島根
計	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
九	六	四	四	五	四	四	五	四	四	四	四	四	五	五
八	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
一三八	四	二	二	三	二	三	三	三	二	三	三	二	三	三
一三八	四	三	三	三	三	三	三	二	三	二	三	三	三	三
四六	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
九二	三	二	二	二	二	二	二	二	二	一	二	一	二	二
(+)八一	(+)二	(+)一	(+)一	(+)二	(+)一	(+)一	(+)二	(+)一	(+)一	(+)二	(+)一	(+)一	(+)二	(+)二
(+)三五	(+)一	(+)一	(+)一	(+)一	(+)一	(+)一	(+)一	(+)一	(+)一	(+)一	(+)一	(+)一	(+)一	(+)一
(+)四六	(+)一	(+)一	(+)一	(+)一	(+)一	(+)一	(+)一	(+)一	(+)一	(+)一	(+)一	(+)一	(+)一	(+)一

三七

新農業技術普及制度の確立促進の件

二三農改第六號 昭和二十三年八月二十日
農林次官發知事宛

三八

農業改良助長法の施行に関しては別途通牒しましたが、新農業普及制度については之を急速に確立実施に移す要があり、連合軍最高司令部当局よりもその進捗状況について報告を求められているので左記二點について何分の御配意を願いたく特に通牒します。

記

一、都道府縣廳に於ける農業改良課（假稱）の設置

新普及制度の運営に關して農林省としては八月六日附を以て農業改良局（技術研究、經濟研究、普及の三部と庶務課）を設置しましたが、都道府縣においては新制度の専任職員は供出割当、配給、取締、検査等の行政事務を擔當することは嚴にとめられている關係もあり、都道府縣廳内に何等か責任ある機構の設置が必要と考えられますが農業改良部（假稱六月十日附農林次官通牒では農業技術普及部）の設置は將來考慮することとし差當つて従來の農務課畜産課とは別個に農業改良課（假稱）を設置されることを特に希望する。

農業改良課は關係試験研究機關に關する事務をも掌ることとしその課長には農業に關する試験研究普及について經驗及び見識ある優れた農業技術者が望ましい。

尙課の名稱については農業技術普及課、農業技術課等色々の案もあるが、この課の所掌事務が普及事業以外の試験研究に關する事務にも互るので農林省に新設せられた農業改良局の名稱に應ずる事が適當と考えられる。

二、新普及制度確立の進捗状況の報告

新普及制度確立の進捗状況につき司令部より報告を求められているので昭和二十三年八月末日現在の成績を別紙様式によつて九月十日迄（以後毎月分につき翌月十日迄）に必着するよう、農業改良局長宛御提出願います。

775013

別紙様式

REPORT ON ESTABLISHMENT OF EXTENSION SYSTEM STATUS 31 Aug 48

(昭和 23 年 8 月 31 日現在新普及制度確立進捗状況報告)

PREFECTURE	PREF COMMITTEE FORMED	CHIEFFXT & RES APPOINTED	AREAOB VILAGE COMMITTEE FORMED	FOOD INCREASE TECHNICIANS			PERMANENT EXTENSION WORKER		
				LOCAL ADVISERS	PREF ADM	FARM ADVISERS	SUBJECT MATTER SPECIAL	PREFAEM	食糧増産技術員
都府縣名	都道府縣農業技術普及委員會の成立年月日	農業改良課長任命月日	地區農業委員會成立數	地方駐在職員の數	都道府縣本廳の事務従事者の數	普及技術員の數	専門技術員の數	都道府縣本廳事務従事者數	

農業技術者の養成に従事する地方廳職員に関する件

二三政局第十三號
農業改良局長發知事宛

昭和二十三年八月二十一日

四〇

標記の件に関しては昭和二十三年七月二十三日附二三農局第二、六九九号にて農政局長より通牒したが右職員に関しては左記により補助金を交付する予定に付御承知ありたい。

なおこれ等職員の増置に関しては、總理廳において一括承認とせず各縣毎に承認することとなつたから、未だ承認申請せざる縣においては速急に手續を取らるべし。

記

器道府縣農事講習所、補助（農業技術員養成所補助）

(一) 二級技術吏員（専任教授）全額補助

俸 給 一人 月 七、八〇〇圓の二分

旅 費 一人 年 三、〇〇〇圓の二分

(二) 三級技術吏員（専任助教授）半額補助

俸 給 一人 年 一三、八〇〇圓の二分

旅 費 一人 年 一、五〇〇圓の二分

註 (一) 教室及び宿舍修繕費として一縣二〇、〇〇〇圓の數縣分あるも右は直に必要と認める縣にのみ交付する。

(二) 二級技術吏員の俸給補助は承認月日より月割に交付するも一名を従來の養成所専任職員をこれに充當したる場合は右の者については半額を交付する。

(三) 三級技術吏員の俸給補助に關しても右に準ずるものとする。

(四) 旅費の補助に關しては多少増額となる見込。

農業技術指導農場施設に関する件

二三農局第二一五六號
農政局長發知事宛
昭和二十三年九月七日

農業技術指導農場の農場に関する取扱については別途六月三日附二三農局第二一五号農業技術指導農場用農地の処分に関する件通牒により御処置願いたく、なお建物、備品等の施設に関しては農民に多大の負擔をかけてきた次第であるから、今後における処置は、関係地元農民の希望にそつて最も適切なりと認められる方法により措置されたい。すなわち地元農民団体等で例えば優良種苗の供給、種畜の繁養等共同利用施設として活用しようとするときは、これに委議して差支えないので御了知願いたく右通牒する。

なお建物備品等に関する具体的措置についてはすべて貴方に一任するが、本省にも報告されるとともにその処置経過等に関する文書等は整理し保存し置かれるよう申添える。

新農業技術普及制度確立促進に關する件

二三 改 局 第 四 五 號
農業改良局長發各都道府縣農林部長宛
昭和三十二年九月十五日

標記の件に關しては曩に農林次官から通牒されているが、農業改良課並びに農業技術普及委員会に關しては之が事業の推進並びに運営の圓滑上更に左記に付御留意ありたく申進めます。

記

- 一、農業改良課の課長には試験研究普及について經驗及び見識ある優れた農業技術者が望ましい旨通知されているが、課員の主要構成員である専門技術員の多くはその任務遂行上試験研究機関に駐在して試験研究と常時密接な關係を保持する必要がある等、農業改良課の特殊な性格を考慮し適任と認められる場合はその課長と關係試験研究機関の長とを同一人に兼ねしめることも好都合と考えられること。
- 二、農業改良課長の選任については農業技術普及委員会の意見を充分尊重されるよう御配慮ありたいこと。
- 三、農業技術普及委員会の構成委員中学識經驗ある者については部外から適任者を選考される事が望ましいが、已むを得ず部内から選考される場合においては適任と認められる場合關係試験研究所場長等官公職にある者を現職のまま任命されるも差支えはないこと。

農業講習施設補助金交付に関する件

二三農改第三〇號
農林次官發知事宛
昭和二十三年九月十八日

農業改良助長法の施行に伴い、技術普及職員等の養成並にその再教育に関しては昭和二十三年九月十八日附二三農改第二八号農業講習施設に関する通達によることとなつたが右通達による施設を行う場合には左記要領によつて補助金を交付することとなつたから御了知されたい。

なお昭和二十三年度においては右通達に準じて施設を行う場合には本要領によつて補助金を交付することとする。

追而昭和十八年五月十四日附一八総第四、九九九号同改正昭和十九年二月二十三日附十九総第一、九六五号農業技術員確保錬成施設補助金交付に関する農林次官通達はこれを廢止する。

農業講習施設補助金交付要綱

第一條 農林大臣は地方財政法第十六條に基き農業技術の普及の職務に従事する職員の講習に関する施設を奨励するため本要領によつて毎年度予算の範囲内において、補助金を交付する。

第二條 補助金は農業講習に要するための費用に対して都道府縣にこれを交付する。但し別に國庫より奨励金、補助金又は助成金の交付を受ける場合はこの限りでない。

一、講習に関する職員の費用

二、講習に関する施設費

第三條 補助金の交付を受けようとする都道府縣は申請書に左記書類を添附して毎年三月末日までにこれを農林大臣に提出しなければならない。

一、事業計画書

二、収支予算書

前項の書類の他農林大臣は必要と認める書類の提出を命ずることがある。

第四條 補助金の交付を受けた都道府縣は前項各号の書類に記載した事項に重要な変更を加えようとするときはあらかじめ農林大臣に届け出なければならない。

前項の届出があつた場合において農林大臣は必要と認めるときは計画の変更その他必要な事項を命ずることがある。

第五條 補助金の交付を受けた都道府縣は翌年度六月三十日までに事業成績書及び收支決算書を農林大臣に提出しなければならない。

第六條 左の各号の一に該当するときは農林大臣は既に交付した補助金の全部又は一部の還付を命ずることがある。

- 一、本要領の規定に違反したとき。
- 二、補助金交付の條件に違反したとき。
- 三、支出額が予算額に比し減少したとき。

附 記

第三條三月末日とあるは本年度に限り十月末日とする。

農業講習施設に関する件

二三農改第二八號
農林次官發知事宛
昭和二十三年九月十八日

農業改良助長法の施行に伴い技術普及職員等の養成並びにその再教育は極めて重要となり、今般右に關しては農業に關する試験研究機関と一体的關係を持つ農業講習施設として別紙要綱によつて実施することとなつたから御了知願いたい。
なお昭和二十三年三月五日附二三農局第六六六号農業講習施設に關する農政局長通牒は廢止する。

農業講習施設に關する要綱

一、目的

農業講習施設は、農業改良助長法施行に伴う技術普及職員等の養成並びにその再教育を行うことを目的とする。

二、施設

農村講習施設は農業講習所と稱し、原則として都道府縣の農業に關する試験研究機関に併設するものとする。

三、養成

(一) 講習内容

農業講習所における講習は左の各号によつてこれを行うものとする。

(イ) 当該都道府縣の農業の地域性の修得

(ロ) 各試験研究機関における試験研究成果の修得

(ハ) 各試験研究機関において実習、実験及び講義との有機的な結合による技術の確認

(ニ) 都道府縣の農林行政との関連における農業の講習

(二) 受講資格

(イ) 原則として農業を主とする新制高等学校の卒業生

(ロ) 大学、専門学校卒業生であつて技術普及職員たらしめるもの

(三) 講習期間

- (イ) 前項(二)のものに付いては原則として二ヶ年間とする。
- (ロ) 前項(二)の(ロ)のものに付いては適当な期間(半ヶ年以上)の短期講習を行うこととする。

四、再教育

(一) 講習内容

農業技術の指導力の向上を図るため各試験研究機関と一体的関係において講習を行うこととするも特に分科別の講習を重視するものとする。

(二) 受講資格

- (イ) 普及技術員
- (ロ) その他農業技術者

(三) 講習期間

短期とし適宜これを定めることとする。

五、備考

- (一) 本要綱は昭和二十四年度より着手実施することとする。
- (二) 昭和二十三年度の受講者の中第二年のものに付いては更に一ヶ年、第一年のものに付いては更に二ヶ年講習し得るものとする。
- (三) 教授科目及び施設の程度は別途決定するものとする。

農業講習施設補助金交付に関する件

農業改良助長法の施行に伴い、技術普及職員等の養成並びにその再教育に関しては昭和二十三年九月十八日附二三農改第二八号農業講習施設に関する通達によることとなつたが右通達による施設を行う場合には左記要領によつて補助金を交付することとなつたから御了知されたい。

なお昭和二十三年度においては右通達に準じて施設を行う場合には本要領によつて補助金を交付することとする。

追而昭和十八年五月十四日附一八総第四、九九九号同改正昭和十九年二月二十三日附十九総第一、九六五号農業技術員確保錬成施設補助金交付に関する農林次官通達はこれを廢止する。

農業講習施設補助金交付要領

第一條 農林大臣は農業技術の普及の職務に従事する職員の講習に関する施設を奨励するため本要領によつて毎年度予算の範囲内において補助

金を交付する。

第二條 補助金は農業講習に要するための費用に対して都道府縣にこれを交付する。但し別に国庫より奨励金、補助金又は助成金の交付を受ける場合はこの限りでない。

一、講習に関する職員の費用

二、講習に関する施設費

第三條 補助金の交付を受けようとする都道府縣は申請書に左記書類を添附して毎年三月末日までにこれを農林大臣に提出しなければならない。

五。

一、事業計画書

二、収支予算書

前項の書類の他農林大臣は必要と認める書類の提出を命ずることがある。

第四條 補助金の交付を受けた都道府縣は前項各号の書類に記載した事項に重要な変更を加えようとするときはあらかじめ農林大臣に届け出なければならない。

前項の届出があつた場合において農林大臣は必要と認めるときは計画の変更その他必要な事項を命ずることがある。

第五條 補助金の交付を受けた都道府縣は翌年度六月三十日までに事業成績書及び収支決算書を農林大臣に提出しなければならない。

第六條 左の各号の一に該当するときは農林大臣は既に交付した補助金の全部又は一部の還付を命ずることがある。

一、本要領の規定に違反したとき。

二、補助金交付の條件に違反したとき。

三、支出額が予算額に比し減少したとき。

附 記

第三條中三月末日とあるは本年度に限り十月末日とする。

昭和二十三年度協同農業普及事業國庫補助金に關する件

二三改局第四九號 昭和二十三年九月十八日
農業改良局長發知事宛

四八

昭和二十三年度協同農業普及事業國庫補助金については、曩に六月十日附二三農政第一、九八一号農林次官依命通牒により五月及び六月分費用を、更に八月十八日附二三改第三号農林次官通牒により七月以降費用をそれぞれ内示し、申請書の提出を願つた次第であるが、今般五月及び六月分費用も農業改良助長法を適用するので、御了承の上、五月、六月分國庫補助金交付申請書及び七月以降分國庫補助金交付申請書には事業実施計画及び收支算書の外、同法第十八條により別紙様式の承諾書（正副二通）を添附の上農林大臣宛申請されたく右通牒する。
追つて五月及び六月分國庫補助金交付申請書を既に提出済の場合承諾書二通のみ至急、提出願いたく尙同法第十六條の規定による貴縣（都道府）關係の基礎數字は左記の通りであるので念の爲申添える。

記

一、協同農業普及事業の補助予算總額

右の九割（A）

四七八、〇〇九、三九〇圓
四三〇、二〇八、四四八圓（強）

一、貴縣（都道府）の農業人口の全国比

耕地面積の全国比

平均（B）

一、改良助長法の第十六條第一項第一号及び第二号の規定により貴縣（都道府）の受けられる最少補助金額（A×B）

一、五月以降協同農業普及事業國庫補助金内示額

別紙

（ ）号

年 月 日

知 事 印

昭和二十三年度協同農業普及事業國庫補助金に關する件

二三改局第四九號 農業改良局長發知事宛 昭和二十三年九月十八日

四八

昭和二十三年度協同農業普及事業國庫補助金については、曩に六月十日附二三農政第一、九八一号農林次官依命通牒により五月及び六月分費用を、更に八月十八日附二三改第三号農林次官通牒により七月以降費用をそれぞれ内示し、申請書の提出を願つた次第であるが、今般五月及び六月分費用も農業改良助長法を適用するので、御了承の上、五月、六月分國庫補助金交付申請書及び七月以降分國庫補助金交付申請書には事業実施計画及び收支予算書の外、同法第十八條により別紙様式の承諾書（正副二通）を添附の上農林大臣宛申請されたく右通牒する。追つて五月及び六月分國庫補助金交付申請書を既に提出済の場合には承諾書二通のみ至急、提出願いたく尙同法第十六條の規定による貴縣（都道府）關係の基礎數字は左記の通りであるので念の爲申添える。

記

一、協同農業普及事業の補助予算總額

四七八、〇〇九、三九〇圓

右の九割（A）

四三〇、二〇八、四四八圓（強）

一、貴縣（都道府）の農業人口の全国比

〃 耕地面積の全国比

平均（B）

一、改良助長法の第十六條第一項第一号及び第二号の規定により貴縣（都道府）の受けられる最少補助金額（A×B）

圓 四 % % %

一、五月以降協同農業普及事業國庫補助金内示額

別紙

（ ）号

年 月 日

知 事 印

農林大臣 水江 一夫 殿

承 諾 書

昭和二十三年七月十五日法律第六十五号農業改良助長法第十六條に依る
業国庫補助金の割当を承諾し、別紙(一、事業実施計画書 二、收支予算書)の通り協同農業普及事業を実施する。

年

月

日附第

号の協同農業普及事

都道府縣農業普及技術職員資格試験實施に關する件

五〇

二三農改第三八號
農林次官發知事宛 昭和二十三年九月二十二日

農業改良助長法の施行に伴う都道府縣の農業普及技術職員の具備すべき資格及び選考任用方法については、さきに「都道府縣農業普及技術職員資格及び任用方法（要綱）」として通牒したが、これが資格試験の實施については次の「都道府縣農業普及技術職員資格試験實施要領」及び「都道府縣普及技術職員資格試験委員會規程」により御処置願いたい。

右命により通牒する。

註 本實施要領及び委員會規程は九月十七日の農業及び農民教育調査會專門委員會で審議済のものである。

都道府縣農業普及技術職員資格試験實施要領

- 一、都道府縣知事は本要領に基いて農業普及技術職員資格試験（以下單に試験という）を施行するものとする。
 - 二、試験は、毎年一回一定の期日を定め（おおむね一月頃とすること）これを行うものとする。但し特に必要がある場合は臨時に期日を定めて試験を行うことができる。
 - 試験の實施期日、場所、受験願書の受付期間、試験項目、その他試験施行上重要な事項は、試験實施期日の三ヶ月以前にこれを告示するものとする。
 - 三、都道府縣知事は、試験施行に關しあらかじめ期日、場所、方法その他委員會の運営等の所要事項について農業改良局長と協議するものとする。
 - 四、受験資格は、別途規定の「都道府縣農業普及技術職員資格及び任用方法要綱」一のA及びAの註による有資格者とする。但し大学、専門学校及びこれに準ずる学校並に農業講習所に在学中のものであつて、その年の三月に卒業見込のものも受験することができる。
 - 五、試験は専門技術員と普及技術員とに區別し、普及技術員は更にこれを地区普及技術員（Area extension agent）と生活改善指導員（Home demonstration agent）とに區別して行う。但し専門技術員に対する試験はこれを別途規定するものとする。
- 現職の技術吏員、技官（教官）については「都道府縣農業普及技術職員資格及び任用方法要綱」一のBの註の（イ）により試験によることなく普及技術員の資格を附與することができる。

六、試験は筆記試験、口答試問（実地試験を含む）について行う。
 筆記試験は左記の必須項目と選択項目とについてこれを行う。
 選択項目は左記の中適宜二項目を選定受験せしめるものとする。
 (イ) 地区普及技術員に対するもの。

(ロ) 生活改善指導員に対するもの。

必須項目	選択項目
一、作物及園芸	一、農業氣象
二、畜産	二、植物生理
三、土壌及肥料	三、家畜生理及衛生
四、病害虫	四、家畜飼養
五、農業機械器具	五、農畜産加工
六、農業經營	六、農簿記
七、農政時事問題	七、林業
	八、農業土木

必須項目	選択項目
一、農業一般	一、教育
二、家事經濟	二、育児
三、被服及住居	三、看護
四、食物と栄養	四、家庭物理化學
五、家庭保健及衛生	五、家庭生理
六、作文	

七、筆記試験は専門学校卒業程度においてこれを行うものとする。

口答試験は前條に規定する一又は數項目について、これを行うの外普及事業に従事する上において必要と思われる社会常識、人物等についても、これを審査するものとする。

なお、口答試験の際実地指導上必要な技能についてもあわせてこれを審査するものとする。

八、試験においては農業に関する普及事業に従事する職員として具備すべき条件である健康、性格（例えば精勤、親切、正直、開放的というような条件）及び年齢についても検定するものとする。

九、最終的に決定する場合には試験の成績と同時に学歴をも充分吟味するものとする。

一〇、試験を受けようとするものは別途示す様式（書式一）による受験願書に一定の書類（選擇項目名、履歴書（書式二）、寫眞、学校卒業証明書、又は卒業見込証明書、受験有資格者たるを証明する資料及び身体検査書等）を添え、都道府県知事が指定した期日までにこれを都道府県知事に提出するものとする。

一一、試験手数料はこれを徴收しないこととする。

一二、都道府県知事は試験施行後一箇月以内に試験合格者氏名を告示すると共に試験合格者に対し別途示す合格証明書（書式三）を附與するものとする。

一三、合格証明書を亡失し又はき損した場合には、要求があれば知事はこれを重ねて交付することができる。

一四、試験に関して不正行爲があつた場合又は提出書類に虚偽の記載があつた場合は、受験を停止し、又はその合格を無効とするものとする。なお、右に該当する者は一定の期間を定めて試験を受けさせないように行ふことができる。

一五、試験は別途規定の農業に関する試験研究教育及び普及事業に従事し、又は従事した学識経験者若干名からなる「都道府県農業普及技術職員資格試験委員会」においてこれを擔當する。

一六、試験に合格した者の地区普及技術員及び生活改善指導員としての資格は各都道府県間に共通のものとする。

一七、都道府県知事は試験審査終了後二箇月以内に試験の実施状況につき別途示す（様式）省略により農業改良局長に書面をもつて報告するものとする。

附

一、本要領は昭和二十三年度から適用する。

二、昭和二十三年度においては都道府縣は二月末日までに本要領により試験を実施するものとする。

書式一（用紙半紙）

受 験 願 書

本 籍

現 住 所

氏 名（振假名をつけること）

生 年 月 日

私儀農業普及技術職員資格試験を受けたいので書類を具して願ひ上げます

年 月 日

右

氏 名

知 事 宛

書式二

履 歴 書

本 籍

氏 名（振假名をつけること）

生 年 月 日

学 業

何学校何科第何学年に入学

何学校何科卒業（又は何学年中途退学、又は何学年在学中）

業 務

一、 年 月 何官拜命若しくは何業に従事（職務内容を詳細に且つ明確に記入すること、卷末の例参照）
 一、 年 月 何事由に依り退官若しくは廢業

賞 罰

一、 年 月 何事由に依り何賞何罰を受く
 身上に関する事項
 一、 年 月 何事由に依り何と改氏名等

（記載注意）

- 一、賞罰は経歴上特に重要な事項
- 二、身上に関する事項は族稱氏名の変更等身上の異動を明記すること

業務記載例

- 一、就業年月日
- 二、離職又は轉職年月日
- 三、右の繼續して従事した期間、何年何ヶ月
- 四、職務内容
 - イ、職 名……………例えば何々縣技術吏員（二級）
 - ロ、内 容……………稻の栽培法改良に関する試験
 - ハ、勤務機關名……………何々縣農事試験場

書式三

昭和 年 第 号

合 格 証 書

本 籍

農業普及技術職員資格試験に合格したことを証明する

年 月 日

氏 名

生 年 月 日

都道府縣農業普及技術職員資格試験委員会規程

知

事 印

一、委員会の構成

委員は六名程度とする。

委員は農業に関する試験研究教育及び普及事業に従事し、又は従事した学識経験者をもって構成する。

二、委員の選任

委員は農業技術普及委員会に諮つて、知事がこれを任命し又は委嘱する。

三、委員の任期

委員の任期は一年とし、再任を妨げない。補缺委員は、前任者の残存期間在住するものとする。

四、委員会の任務

- (イ) 受験志願者の資格審査。
- (ロ) 試験官の知事への推薦。
- (ハ) 試験施行上必要な事項の審議決定。
- (ニ) 合格、非合格の判定（判定に当つては試験官の意見を徴するものとする）及び知事への答申。
- (ホ) 別途「都道府縣農業普及技術職員資格及び任用方法要綱」の(1)B註の(3)の規定により試験によることなく普及技術員の資格を附與せんとするものに対する審査及び知事への答申。
- (ヘ) 其の他必要な事項についての調査審議。

新農業技術制度の進捗状況報告の件

五六

二三改局第一四八號
農事改良局長發知事宛
昭和二十三年十月二十二日

この件については、さきに八月二十日附二三農改第六號を以て農林次官より貴官宛通牒されたが、二項中の新普及制度確立、進捗状況の報告様式を別表の通りに改正したから十月末報告より本表に依る報告書を提出せられたし。追て報告書類の提出が遅れ、G・H・Q当局より督促せられておるので爾今翌月十日迄に当局に必着するよう報告願いたし。

新農業技術普及制度の進捗状況報告書（昭和 23 年 10 月 22 日 23 改局第 148 號改正）月末現在

1. 都道府縣名
 2. 都道府縣農業普及委員会
 - イ、成立年月日
 - ロ、委員數
 - ハ、農民代表
 - ニ、其他
 3. 地区農業委員会
 - イ、地区數（地区農業委員会成立予定數）
 - ロ、地区農業委員会成立數
 - ハ、委員數（成立した地区農業委員会の總數）
 4. 食糧増産技術員

イ、地方駐在職員數	名	（内二級	名	三級	名	・ 雇員	名）
ロ、都道府廳駐在勤者數	名	（内二級	名	三級	名	雇員	名）
 5. 都道府縣における普及制度に関する縣條令規程、要綱等の名稱制定年月日
- イ、名稱

ロ、制定年月日

6. 都道府県廳機關

イ、農業改良課設置年月日及び同課職員數

a. 年月日

b. 職員數 名 (内二級 名 三級 名 雇員 名)

ロ、普及關係事務所管課名 (未だ農業改良課設置なき場合)

a. 所屬課名

b. 同係職員數 名 (内二級 名 三級 名 雇員 名)

7. その他特記すべき事項

イ、その他参考となるべき事項を附記すること。

ロ、印刷物の作成配付せるもの等は各二部送付のこと。

昭和二十三年度四月分農業技術滲透施設國庫補助金に關する件

五八

二三改局第一九六號
改良局長發知事宛
農政局長
昭和二十三年十一月八日

標記農業技術滲透施設四月分經費については、曩に昭和二十三年五月二十七日附農局第二、〇四四号農政局長名で内示し、それ〴〵補助申請書の提出があつたが、右經費は同施設の技術指導農場職員の四月分俸給、給料、手當等の人件費として支出するのであるから、この點充分御含みの上、右人件費以外の費用に流用支出すること等はない様措置願いたい。
なお右經費については、名目の如何を問はず國庫補助流用申請書の御提出があつても当方としては許可出來ないので念の爲申添える。

協同農業普及事業に従事する専門技術員の任用に關する件

二三改局第二八三號
改良局長發知事宛 昭和二十三年十一月二十九日

協同普及事業に従事する専門技術員の資格試験の実施方法等については当局に於ても目下慎重に研究中であり、決定の上は改めて通達するが本件については連合軍最高司令部よりの注意もあり、取敢えず左記お含み願いたく通達する。

記

専門技術員はその適否が本事業の進展に重大な影響をもたらす重要な職員である故、学識経験共に充分あり、更に本事業に対し確乎たる信念を持つものであることが望ましい。いづれ正式の専門技術員は都道府縣農業技術普及委員会の審議を経て任命せられるものではあるが、取敢えず専門技術員に相当するものを設置する要ある場合は、一時的に農業關係試験研究機關に於ける部主任級のものを専任又は兼任のまゝこれに當ることが適當であつて、形式的に資格はあつても程度の低いものを用いることは望ましくない。

農業技術指導農場職員補助金交付申請書提出の件

二三改局第三三三號 昭和三十二年十二月十日
改良局長發知事宛

六〇

農業技術指導農場に關しては、さきに四月末日をもつて廢止された次第であるが之が農場に従事した職員の退職に伴う經費に關しては、昭和二十一年十月三日二一農政第一、六八一號農林次官依命通牒農業技術滲透施設補助金交付要領により、当方予算の範圍において交付せられる見込であるので左記に依り算出の上、十二月二十日迄に必着するよう別紙様式に依り事業計畫書及び收支予算書添付の上、補助金交付申請書を農林大臣宛正副二通御提出願いたく緊急照會する。

追つて補助金の交付は經理の都合もあるので右期日までに申請書の御提出のない場合は補助金交付申請の意志ないものとして取扱うので御了承願いたく申添える。

記

- 一、農業技術指導農場職員中国庫補助の対象であつた指導農場長畜産技術員囑託技術員及び管理人に限ること
- 一、昭和二十三年四月に勤務していた者にして農場の廢止により退職したものであること
- 一、四月末現在における二、九〇〇圓ベースによる月額本俸とすること、定期的に支出する場合においても諸手当旅費等は之を本俸の内に加えないこと
- 一、左のイ及びロに該当する場合は退職金の対象から除外すること
 - イ 指導農場職員から引續き都道府縣の食糧増産技術員に任用された場合
 - ロ 指導農場職員が都道府縣吏員であつた場合、引續き都道府縣吏若しくは官吏員として勤務した場合
- 一、計算は左に依ること

勤 績 年 限	月 額 本 俸 (圓)	比 率	退 職 金 (圓)
一ヶ 年 未 滿	A	一五〇%	一、五 A

合	畜産技術員設置費			
	農業技術指導農場設置費			
計				
圓圓				
	本俸月平均一人當	圓	人分	圓
	平均支給率	割	分	
	退職金支給額			圓
	農業技術隣保班長設置費と同様記載すること以下同じ			
	指導農場囑託技術員設置費			
	管理人設置費			

農業改良助長法による提出書類に関する件

二四農改第一二號
農林次官發知事宛
昭和二十四年一月十日

農業改良助長法（昭和二十三年法律第六十五号）の施行に伴い同法第二章（第四條、第六條及び第十條）、第三章（第十五條、第十七條、第二十一條）に定める諸提出書類の様式並に要領を左の通り定めたるから御了知願いたい。
右命により通達する。

一、同法第二章農業に関する試験研究の助長に関する提出書類

（一）第四條による提出書類

イ 補助金交付申請書の様式

文書番号

年 月 日

〇〇縣知事 | | | | |

農林大臣 | | | | |

昭和〇〇年度農業試験研究調査に関する補助金交付申請書

昭和〇〇年度に於て別紙事業計画書及び経費見積書に依り事業を実施したいので農業改良助長法第四條の規定に依り補助金の交付を申請する。

事業計画書の要領及び様式

事業計画書の要領

A 事業名 例・・・低位生産地改良施設事業

B 事業目的

C 事業計画の概要

註 事業計画書の概要の様式に關しては個々の試験研究事業によつて異なるので各事業毎に別途通達する。但し別段の定めのない新規

D 専任職員一覽表

事業等に関しては適宜の様式による。

職名氏名	現在號俸	扶養家族	最終卒業學校名 年次	次回昇給豫 定及號俸	備考
(フリガナを記入 すること)			(専攻學科名を 記入すること)		

備考

(A) この事業計画書は事業單位別(例えば發生豫察、低位生産地改良等各事業別)に分離できる様に作製すること。
 (B) この書類の提出部數は五部とすること。
 ハ 経費見積書の様式

農業技術研究調査に関する経費見積書

収入の部

項目	區分	豫算見積額 圓	前年度豫算額 圓	増減見積 圓	備考
國庫補助金 縣費 計 右明細は 國庫補助金	病害蟲發生豫察事業 低位生産地改良施設事業 優良品種決定試験事業				

項目	区分	豫算見積額	前年度豫算額	増減見積	備考
(二) 低位生産地改良施設費	事業費				
(三) 優良品種決定試験事業補助	右に準ずる費				
(四) 計	右に準ずる費				
總計					

(註) 事業費の内譯は出来る限り消耗品(文具、燃料、消耗器)、役務費(印刷製本、光熱及水料、通信、運搬、修繕、借料及損料)、備品費(應用器具、事業用器具)、原材料費(肥料、藥品)、施設費(動物購入、機械購入)、現地試験費等に分離し記入されたい。特に第八條に指定された國庫補助金流用禁止費目については他の經費と分離し金額を明記すること。

二 実績報告書の要領

- A 事業單位毎に分離出来る様頁を換え事業計画書に照応し実績及び経過概要を簡明に記載し之により成績を判定し得る様にする。但し新規事業に関しては適宜の様式により参考となる実績を記載すること。
- B この報告には概ね前年一月一日より十二月三十一日迄の間に於ける総ての試験成績につき記入し、試験途中のものはそれ迄のものを記入すること。
- C この報告には事業單位別に前年十二月三十一日迄の担当者名を記入すること。
- D 本報告書の提出部数は五部とすること。

(二)

第六條による提出書類

第六條の承諾書類提出方法は第四條と異り一括することなく割当をうけた各事業別に事業実施計画書及び收支予算書を左の様式により作成して正副二部提出するものとする。

イ 承諾書の様式

文書番号

年 月 日

〇〇縣知事 | | | | 印

農林大臣 | | | | 殿
承 諾 書

昭和〇〇年〇月〇付〇〇農改第〇〇〇号に依る.....に対する補助金の割当を承諾し別紙事業実施計画書及び收支予算書に依り実施したので補助金を交付されたい。

- ロ 事業実施計画書の要領及び様式
- A 目的と事業実施計画書にして記載すること。
- B 事業実施計画書の様式に関しては個々の試験研究事業によつているのでその都度通達する。
- C 事業実施計画書の提出部数は五部とする。
- D 専任職員に関しては一、(一)、ロ、Dに準ずるものとする。
- ハ 收支予算書の様式は左に準ずるものとする。

収入の部

種 別	豫算見積額	前年度豫算額	増減見積	備 考
・ 事業費 ・ 国庫補助金 何 何 計	圓	圓	圓	

(三) 第十條による提出書類
イ 提出書の様式

(註) 事業費の内容に関しては(一)の(ハ)の支出の部(註)を参照されたい。

種別	支出の部		備考
	豫算見積額	前年度豫算額	
俸給、給料 事業費			吏員給 技術吏員 ○人 月○○○圓 ○○月分 嘱託給 ○人月 ○○○圓 ○○月分 職員給 右に準ず 家族手当 ○○人 月○○○圓 ○○月分 勤務地手当 ○○人 月○○○圓 ○○月分 ○人 単價 ○○○圓
諸手當			普通旅費 普通旅費 技術吏員○○人 調査旅費 嘱託○○人 ○○○圓 ○○○圓
備人料			
事業費			
計			

文書番号

年 月 日

〇〇縣知事 | | | | | 印

農林大臣 | | | | | 殿

昭和〇〇年度 | | | | | 事業收支決算書提出の件

昭和〇〇年〇月〇日〇〇指令農改第〇〇〇〇号による〇〇年度 | | | | | 補助事業

に關し別紙の通り農業改良助長法第十條によつて收支

決算書並びに事業成績報告書を提出する。

イ 收支決算書の様式

第六條に依る收支予算書の様式に準ずるものとする。但し左の様式に依る予算額を決算額に、前年度予算額を予算額に置き換えるものとする。

ハ 收支決算書に添附する事業成績報告書の要領

A 標題は「昭和〇〇年度に於ける・・・事業に關する成績報告」とすること。

B この成績報告書は事業実施計画書に照応して作製すること。

C 内容はできるだけ詳細に記載し、特に今後研究の重點を指向すべき方向、普及に移すべき成績に言及し、完了した試験等については

試験を繼續した全年度を通じた総合的考察を附し、且つ、寫眞、又はグラフ挿入のこと。

ニ A ハに於ける事業成績報告は当方における検討、保存關係者への配付の都合上決算報告に添附する部数の外に別途各二十五部提出されたい。

なおこの場合は各機関毎に全事業成績報告書を一括合本として提出されたい。

B ニーAの報告の標題は「昭和〇〇年度・・・縣農業試験研究調査に關する報告」とし六月三十日迄に提出すること。

ハ ハーBに關しては例えば冬作麦試験の場合の如く試験が兩會計年度にまたがるものについては二十四年六月三十日迄の報告書は

二十三年に收穫したものの成績を記載すること。

二、同法第三章農業に關する普及事業の助言に關する提出書類

(一) 第十五條第一項による提出書類

文書番号

イ 補助金交付申請書の様式

年 月 日

〇〇縣知事 | | | | 印

農林大臣 | | | | 殿

昭和〇〇年度協同農業普及事業に関する補助金交付申請書

昭和〇〇年度に於て別紙事業計画書及び経費見積書に依り協同農業普及事業を実施したいので、農業改良助長法第十五條の規定により前年に於ける事業実績報告書を添え補助金の交付を申請する。

ロ 事業計画書の要領及様式

▲ 提出部数は五部とすること。

B 事業計画書の様式

1 計画の重點

2 新規事業の概要

3 各種事業別の計畫

(1) 専任職員の設置

區分	級別	氏名	最終卒業學校 及卒業年次	資格試験合格 年次種別縣名	(年令) (數え年)	勤務場所	備考
改良普及員	・	フリガナを記入 すること	専攻科名をも 記入すること			事務所の所在地とすること 何郡何々村字何々何番地 〇〇〇農業改良地區	
専門技術員	・						
普及企画職員	・						
事務職員	・						
技術職員	・						

(註) (イ) 改良普及員のうち、貴縣(都道府)の農業改良課(未設置の場合は擔當課)に勤務するもの及び生活改良普及員については備考にその旨記す。

地方費支出金	區分		備考
	協同農業普及事業費 國庫補助金	地方費支出金	
	豫算見積額	前年度豫算額	
	増減見積		
	専任職員設置費 農業改良委員會費 講習會開催費 専任職員設置費		
	圓	圓	圓 圓 圓 圓

ハ 経費見積書の様式

協同農業普及事業に関する経費見積書

収入の部

- (1) 農業改良委員會
- (2) 縣(都道府)農業改良委員會につき開催時期及び主要議題其の他必要事項につき記載すること。
- (3) 講習會の開催
- (4) 講習會の種類、開催の時期、受講者の範圍等につき記載すること。
- (5) 印刷物作成配付
- (6) 種別、名稱、部數、内容の概要、配付時期等につき記載すること。

載すること。

(ロ) 普及企画職員とは農業改良課(未設置の場合は擔當課)に勤務しておつて普及事業の企画、運営に従事している職員をいう。但し二十三年度に於てはその他及び職員として疊に貴縣(都道府)の定數配置された吏員をいう。

(3) 委員会名簿

區分	氏名 (フリガナをつけること)	年令	現職	最終卒業 年學校及 次	任命年月日	任期	備考
學識経験者							
農業教育者							
農民代表							
計							

(註) 委員長には氏名の上に※印を附し、會長制の場合は會長について記載すること。
 (4) 委員会の開催

回次	開催年月日	主要議題	出席數	備考

2 農業普及技術職員資格試験委員会
 (1) 委員会名簿

氏名 (フリガナをつけること)	年令	現職	最終卒業 年學校及 次 移動、解任のあつた 場合はその旨記載 すること。	任命年月日	備考

地区名	関係市町村		設置年月日	地区農家戸数	同耕地面積	委員数	改良普及員定数及實施	備考
	名	委員数						

2 地区農業改良委員会

期日
場所

(4) 試験施行の期日及び場所

内容(印刷物添附にて差支えない)

方法

(3) 試験施行の事前告示

回数	開催年月日	主要議題	出席数	備考

(2) 委員会の開催

4 専任職員の設置

(I) 農業改良課（未設置の場合は擔當課とすること）

(A) 課設置年月日

(B) 分課規程

(C) 実勤務人員（十二月三十一日現在）

擔當事務	職名	氏名 (フリガナをつけること)	任命年月日	年令	級別	最終卒業 年學校 次及	備考

(註) 課の實動人員（十二月三十一日現在）のうち、専門技術員或は改良普及員で農業改良課（未設置の場合は擔當課）に勤務している場合は備考欄にその旨記載すること。

(2) 専門技術員（十二月三十一日現在）

事項別	氏名 (フリガナ)	任命年月日	年令	級別	最終卒業 年學校 次	資格 合格 年試験 次	駐在 ヶ所	備考

(註) 専門技術員で農業改良課（未設置の場合は擔當課）に勤務している場合には(1)と重複を生ずる場合においてもその旨を備考欄に記載すること。

回数	次	日	時	場	所	受講者の範囲	受講者数

(1) 開催要領

5 訓練講習会

(註) 改良普及員で農業改良課(未設置の場合は擔當課)に勤務している場合は(1)と重複を生ずる場合においてもその旨を備考欄に記載すること。

區別	氏名	任命年月日	年齢	級別	最終卒業年次校	資格試験年次	駐在ヶ所	備考

(3) 改良普及員(十二月三十一日現在)

(2) 講習の種類

年次	講習の種類	講習科目	講師名	
			現職氏	師名

七八

(註) (A)の回次と符合せしめること。
6 印刷物等作成配付

種類	類名	稱	内容の概要	部数	配付時期	配付先	備考

7 前項以外縣において実施した普及事業並に施設(共進会、品評会、増産競技会、展示会、講演會、映寫会、農民祭、普及関係調査)の概要。

(備考)

條例、規則、要項、告示、その他印刷物等は夫々三部づゝ添附のこと。

(二) 同法第十七條による提出書類。

イ 承諾書の様式

文書番号

年 月 日

農林大臣

殿

〇〇縣知事

印